

平成26年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年12月5日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成26年12月15日 午前10時00分			議 長 田 口 好 秋	
	散会	平成26年12月15日 午後3時04分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	出	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	出
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	出
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	市民協働推進課長	田中 秀則
	副市長	中島 庸二	文化・スポーツ振興課長	宮崎 康弘
	教育長	杉崎 士郎	福祉課長	池田 秋弘
	総務部長 市民課長兼務	筒井 保	健康づくり課長	染川 健志
	企画部長	中島 憲郎	健康福祉課長	
	健康福祉部長		農林課長	納富 作男
	産業振興部長	山口 健一郎	うれしの温泉観光課長	宮崎 康郎
	建設部長	中尾 嘉伸	うれしの茶振興課長 農業委員会事務局長兼務	堤 一男
	教育部長 教育総務課長兼務	井上 嘉徳	建設・新幹線課長	早瀬 宏範
	会計管理者 会計課長兼務	山口 久義	環境下水道課長	横田 泰次
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	池田 英信	水道課長	
	財政課長	中野 哲也	学校教育課長	
	税務収納課長	井上 親司	監査委員事務局長	堀越 千恵子
	企画政策課長	池田 幸一		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	永江 邦弘		

平成26年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成26年12月15日（月）

本会議第5日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案第102号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第103号 物品売買契約の締結について
- 日程第3 議案質疑
- 議案第75号 専決処分（第9号）の承認を求めることについて（平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第7号））
- 議案第76号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第77号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議案第78号 嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第79号 嬉野市営浄化槽条例について
- 議案第80号 嬉野市嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会設置条例について
- 議案第81号 嬉野市情報公開条例について
- 議案第82号 嬉野市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第84号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第86号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第87号 指定管理者の指定について（嬉野市嬉野老人福祉センター）
- 議案第88号 指定管理者の指定について（嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」）
- 議案第89号 指定管理者の指定について（嬉野市志田焼の里博物館）
- 議案第90号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第91号 平成26年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第92号 平成26年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第93号 平成26年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 議案第94号 平成26年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

- 議案第95号 平成26年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第96号 平成26年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第97号 平成26年度嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第98号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第99号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第100号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第101号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第102号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第103号 物品売買契約の締結について

午前10時 開議

○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日、市長から、議案第102号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第103号 物品売買契約の締結についての2件が追加議案として提出されました。

日程第1. 議案第102号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第2. 議案第103号 物品売買契約の締結についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。ただいま追加議案について御了承をいただきましたので、提案理由を述べさせていただきます。

まず、議案第102号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額について、その職務に従事した時間に応じて支給するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第103号 物品売買契約の締結については、嬉野市内の小・中学校に電子黒板を導入するための売買契約を締結したいので、地方自治法及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の概要説明を終わりますけれども、詳細な内容につきましては、担当部長から説明させますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

以上で御了解いただきました追加議案についての提案理由とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

次に、提出された議案第102号について細部説明を求めます。総務部長。

○総務部長（筒井 保君）

おはようございます。それでは、議案第102号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することにつきまして御説明を申し上げます。

追加議案の資料の1ページのほうをお願いしたいと思います。

内容につきましては、期日前投票制度は公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの長期間と、投票時間が午前8時半から午後8時までと長い時間にわたった制度でございまして、期日前投票管理者及び期日前投票立会人の交代制を導入できるように、今回条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきまして、その結果、投票管理者、投票立会人の確保が容易になるものだと考えておるところでございます。

以上で御説明を終わります。

○議長（田口好秋君）

引き続き、議案第103号について細部説明を求めます。教育部長。

○教育部長（井上嘉徳君）

おはようございます。議案第103号について御説明申し上げます。

追加議案書3ページをお開きください。

議案第103号 物品売買契約の締結について。

平成26年度嬉野市内小中学校電子黒板導入物品売買契約について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1つ、契約の目的です。平成26年度嬉野市内小中学校電子黒板導入物品売買契約でございます。

契約の方法は、指名競争入札です。

契約金額は、3,477万6,000円でございます。

契約の相手方は、佐賀市鍋島町大字森田902番地、株式会社学映システム、代表取締役岡

村祐臣でございます。

平成26年12月15日提出。嬉野市長。

理由といたしまして、地方自治法第96条第1項第8号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（田口好秋君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りします。議案第102号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第103号 物品売買契約の締結についての2件は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第102号から議案第103号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第3. 議案質疑を行います。

今議会の議案質疑は、通告制とします。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることができない旨規定していますので、御注意ください。

初めに、議案第75号 専決処分（第9号）の承認を求めることについて（平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第7号））の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

第75号につきましては専決処分でありますので、確認ということで質問をいたします。

まず、衆議院選挙に伴うところの報酬、賃金について確認いたします。

条例にもございますけれども、確認ということで、時間給にしたら幾らになるのか、それと、この算定基準について、まず先にお伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（池田英信君）

お答えいたします。

先ほどの条例の中に別表で規定をしております。投票管理者につきましては、先ほど部長が説明しましたけれども、期日前で8時半から20時まで、およそ11時間30分です。1日当たりが1万1,100円ですので、時間にすれば956円になると思います。

次に、立会人ですけれども、これも同じ時間でございまして、1日当たりが9,500円、時

間に直しますと826円となります。

投票管理者につきましては、午前7時から19時まで、1時間の繰り上げをしておりますので、1日当たり1万2,600円となります。時間に直しますと1,050円となります。それから、投票立会人についても時間は同じでございますが、1日当たり1万700円で、時間に直せば892円となります。

次に、開票管理者ですが、開票が20時30分ぐらいから予定をしております、およそ衆議院の場合については、きのうの例で言いますと、12時ぐらいに終わっておりますので、3,028円となります。開票立会人の方については、19時30分ぐらいから集合をしていただきます。その関係で1時間ほど長くなりますけれども、時間当たりで2,514円ということになります。

この算定基準は何かということですが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのがございまして、その中で、選挙長等の費用弁償額ということで、この金額が定められておりますので、この金額について条例でも定めているところです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

承知いたしました。

今先ほど追加議案があった、年明けた分について追加があっただけで、この金額を超えない範囲の中で選挙管理委員会が定めるという条項が今回追加になって、今議案中ですけれども、こういった条項はこの衆議院についてはなかったのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（池田英信君）

途中でかわられたという事例もございませんし、今回については県知事選をにらんだところの改正でございます。

以上です。（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案第76号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第77号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第78号 嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第79号 嬉野市営浄化槽条例について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山口政人議員。

○10番（山口政人君）

たくさんありますので、メモをしてください。

まず第1点が、スケジュールについてお伺いしたいと思います。

この実施時期、これはいつなのか、それと、どの地区から実施をするのか、それと、地元説明会はいつぐらいから始めるのか。

それから、20戸以上というのは集落単位なのか、地区単位なのか、市全体の単位なのか。

それで、この条例では特別会計でいくのかどうなのか。

それから、事業は直営になるのか、あるいはP F I方式になるのか。

それから、この条例の中に使用料分担金の延滞金、それから、規則への委任事項、それから、設置工事費が標準を超えるとときの賦課金、こういったものが必要だというふうに思いますが、これを条例に明記すべきじゃないかというふうに思いますけど、その5点、まずお願いします。

○議長（田口好秋君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（横田泰次君）

お答えいたします。

まず、実施の時期及びどの地区から実施していくのか、それと、地元説明等はいつごろかという1点目ですが、まず、この条例を議決していただいた後に、来年27年度4月から事業としては始めていきたいと思っております。その対象地区につきましては、現在集合処理をしている地区以外、市内全域全てですね、それを対象といたしますので、申請をされた方々から実施をしていくという方式でございます。それと、説明会につきましては、年明けて3月ぐらいまでにやっていきたいと考えております。

次に、2点目に、20戸以上というその事業の単位が集落か、地区か、それとも市なのかというところですが、先ほどもお答えいたしましたように、市内全域を対象とした中での20戸以上ということでございます。

3点目に、特別会計でいくのかということですが、今回のこの浄化槽事業につきましては、特別会計をつくって実施していきたいというふうに思っております。

4点目に、直営かP F I方式かという御質問ですけれども、まず、実施を先行していきたいということで、直営でやっていきたいと。ただ、そのP F I方式につきましても、まだちょっと研究中でございますので、今後また検討していきたいと考えております。

それと次、最後に、使用料分担金の延滞金等々の条例に明記すべきではないかという御質問ですけれども、まず、分担金につきましては、決定をした後のある一定期間内に、先に納めてい

ただいた後に着工をする予定ですので、延滞金は発生してこないということで思っております。それと、使用料につきましては、現在、公共下水道、農業集落排水につきましても明記をしていないものですから、今回の条例にはうたってはおりません。

それと、標準を超えるときの賦課金等々は、それぞれ工事を積算した場合に金額が違ってくると思われますので、それはその都度、標準的な工事以外にかかった費用は積算をいたしまして、個人さんの負担としていきたいという考えでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

さっきの賦課金なんですけれども、それを個人個人にですよ、設置工事が違う場合にはやはり条例に明記すべきじゃないかと思えます。

それと、この資料をもらっているんですけど、単独事業費ですね、これはどういったものを想定しているのか。そして、通常型というのは高度処理型ではないというふうに思えます。というのは、やはり窒素、リンというのが余り除去できないのじゃないかなというふうに思っております。あくまでもそういうあれでいかれるかどうか。

それから、分担金の15%、これは関係省、厚労省ですかね、基準が10%で、この事業費の中でも10%になっておりますけど、単独事業費の5万円の分ですか、5%の分ですかね、その分はやはり市で負担すべきじゃないかなというふうに私は思っているんですけど、そこら辺どうなのかですよ。ですから、5%ぐらいは下げてもいいんじゃないかなというふうな気がいたしております。

それから、事業の期間なんですけど、10年ですよ。余りにも10年というのは長過ぎるんじゃないかなと。やはりその半分でも工事期間というのはやはり短くすべきじゃないかなというふうに思いますが、その3点。

○議長（田口好秋君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（横田泰次君）

お答えいたします。

まず1点目の、単独事業費とはという御質問ですけれども、まず、補助基準で見られない部分、例えば、個人のお宅のフロアを設置するためのコンセントの電気工事、それと、今回、うちのほうが放流管につきまして10メートルまで市の工事で見えていくということでやっておりますので、そういう部分についての工事費になります。

それと、高度処理でできないかということでございますけれども、現在、有明流域総合計画という中で、その高度処理をしていくような計画はございますけれども、まだ実施段階に

は至っておりません。ですので、高度処理までする必要はないというところでございます。

それと、分担金の15%というところですが、確かに基準は総務省の通知で10%を基準というところがございます。ただ、先ほど申しました、電気工事とか、放流管の工事等々で5%を上乗せしていただきながら、それと、特別会計で今回立ち上げようとしておりますので、そういう中でやはり15%の分担金をいただいでいかないと成り立っていかないのではいかというシミュレーションで決定をしております。

あと、事業期間の10年が長過ぎるということですが、確かに国の方針は10年で概成させるという方針ではございますけれども、できるだけ早期の概成を図ってはいきたいと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

やはり事業期間というのを、できるだけ短い期間に実施をしていただきたいなというふうに思います。

それと、民家が密集しているところがたくさんあるというふうに思います。そして、設置場所がないところ、これは一つの浄化槽、いわゆる共同処理ですね、そういったものができないのかどうなのか。そしてまた、その排水をですね——合併浄化槽を道路の中に埋設することはできないのか。

それと、排水ができないところというのは、地下浸透も可能なのか。そしてまた、5人槽、7人槽というのは、住宅の面積、130平米とありますが、以下と以上とありますが、その住宅の面積というよりも、やはり使用実績に基づいた人槽にしたほうがいいんじゃないかなという気がいたしております。というのは、やはり高齢者世帯というのが今からだんだん増えてくるわけですね。そういうことで、その3点。

○議長（田口好秋君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（横田泰次君）

お答えいたします。

まず、1点目の密集しているところで設置場所がないというところで、道路等に埋設が可能かという御質問ですが、基本的にはその個人の土地の中に設置をしていただくようお願いはしたいわけですが、どうしても不可能なところがあれば、その占用等出てきはしますが、その道路に埋設も許可が出れば可能ではございます。

それと、2点目に、共同設置につきましても、何軒かの利用で1基の浄化槽を利用していくということも可能ではございます。

次に、排水先がなく地下浸透等が可能かということですが、基本的には放流をしていくという考えでございますけれども、どうしても井戸等、周囲にあったり、そこら辺も含めまして、可能は可能でございますけれども、ちょっと検討をしていきたいと思っております。

あと5人槽、7人槽という規模の決定ですけれども、この事業につきましては、建築の延べ床面積で決定をしていくという補助事業の要綱がございますので、基本それでいきたいということで思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

次に、西村信夫議員。

○16番（西村信夫君）

先ほど山口議員のほうに説明をしていただきまして、重複する部分があるかと思いますが、私も質問を提出しておりましたので、質問をしていきたいと思っております。

まず、第3条第2項の市営の浄化槽の事業計画ということで、先ほど山口議員のほうには27年から10年間というふうなことで計画をされておられるようですが、説明の中では1,882戸やったですかね、これを計画されておまして、この浄化槽については5人槽、7人槽、10人槽、11人から15人と、ずっと区別がありますけれども、その事業計画に伴って、この5人槽は全体的に何基ぐらい見積もっておられるのか、そしてまた、7人槽は全体1,882戸のうち何基ぐらい見積もっていらっしゃるのか、そしてまた、10人槽ですね、そして、11人から15人槽、その見積もっておられる基数を示していただきたいと、まず思います。

それから、事業計画の中ではその点、まずお尋ねします。

第8条の第3号ですけれども、市長が特別な理由があると認めるときというふうなことでありますが、ここには、「市長は、分担金を一括して、納入通知書によって徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。」というふうなことでうたわれておりますが、この市長が特別な理由があると認めるときはどのような理由なのか、まずお尋ねしたいと思っております。

それから、第9条ですけど、標準的工事と標準的工事な工事以外の工事の区分というようなことですが、この間説明を受けましたけれども、もう一回そのあたりをきちっと説明いただきたいと思っております。

それから、第23条ですけれども、市営浄化槽の使用ですね、保守点検、法定点検とか掃除等についての電気料とか、水道料金などそれぞれ自己負担を受益者が負担しなきゃいけないわけですけれども、水道料と電料金は受益者負担です。あとは保守点検と清掃については市が負担すると理解しておりますけれども、平均世帯でどれくらい年間経費がかかるのか、そ

の点をお示ししていただきたいと思います。

そして、既存の浄化槽は市に帰属しなくてもいいのかどうかということですが、今現在、どれくらいの1,882戸の計画の中で、浄化槽を設置されておられるのか、まずその点を示していただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（横田泰次君）

お答えいたします。

まず、1点目の事業計画についてでございますけれども、1,880世帯ほどの未設置世帯がございます。そういう中で、今回、10年の計画で、そのうち昨年アンケート等をとった結果、関心があるところの比率を掛けて1,100基ほどの計画ということでやっております。

5人槽、7人槽それぞれの設置基数という御質問ですけれども、その1,100基の中の計画で、5人槽で442基、7人槽で550基で、10人槽で44基、割合として5人槽が4割、7人槽が5割、そこら辺が一般家庭ではかなり占めてくるということで計画はしております。

それと、2点目の条例第8条第3項の、市長が特別な理由があると認めるときでございますけれども、これにつきましては、分担金の決定通知をある一定期間内に納付を定める予定でしております。それで、特別な理由といたしましては、その期間内に本人または親族等の死亡とか、あと自然災害による被災を受けられるとか、そういう場合を想定しております。

それと、3点目の標準的な工事以外の工事についてでございますけれども、まず、1点目に御自分の宅内が配管工事、それに付随する設備の改築に要する費用、あと浄化槽の設置予定箇所の上部と周囲にある工作物等の撤去、それと、その浄化槽を設置するところで、重量物が乗っていくような場合に、その補強工事等ございます。そういう工事を標準的な工事以外の工事として捉えております。

4点目の使用に伴う電気料金、水道料金等の年間の標準的な管理料ということでございますけれども、電気代につきましては、ブロー等の電気代、それで、試算をしている中では月700円程度ほどではないかと、それと、清掃等で使う水道等で600円ほどではないかということで、合計年間に1世帯9,000円ほどの負担が出てくるのではないかと予想をしております。

5点目の既存の浄化槽は市に帰属しなくてもいいのかということでございますけれども、あくまでも帰属につきましては、申請をしていただいて、それをうちのほうで審査をして、正規に稼働している浄化槽であれば受け入れるということで決定をしております。

それと、現在の地区、今回対象としている地区内に、もう既に設置済みの浄化槽として621基ほどあるということで調査をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

先ほども説明をいただきまして、標準的工事と標準的な工事以外の工事の区分ということはきちっと説明を受けましたけれども、市と個人の負担というようなことですが、これが2世帯住宅の場合は、2階に2人、下に3人と、5人おった場合、その隣にまた家があった場合、どうしても浄化槽を設置する土地がないという場合についてはどういうふうに計画していくのか、そこのあたりを1点お尋ねしたいと思います。

そして、市営浄化槽の使用料について、保守点検、清掃については市の負担となりますけれども、今現在、農集排とその浄化槽、今度新しく市の浄化槽を設置された場合の受益者負担はどういうふうに違うのかですね。どちらのほう率がいいのかどうか、そこのあたりを示していただきたいと思います。

それで、既存の浄化槽について、そのままでいいのかというふうなことで、既存しなくてもいいのではないかとということでお尋ねしましたけれども、どうしてもやっぱりきちっと市のほうに帰属したほうが受益者はいいんじゃないかと思えますけれども、そこのあたりをもう一回示していただきたいと思えますけど。

○議長（田口好秋君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（横田泰次君）

お答えいたします。

まず、その2世帯住宅等々で設置するスペースがないというような場合ですけれども、先ほど山口政人議員のお尋ねでもお答えいたしましたけれども、隣接地にでも土地があれば、そういうところを利用していただいて、基本的には個人さんの土地の中にと考えておりますけれども、どうしてもないというのであれば、占用許可等おればその道路等への設置も可能ではあるというところがございます。（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

環境下水道課長。

○環境下水道課長（横田泰次君）

お答えいたします。

使用料について農集等と比較ときに負担としてどうかという御質問だったかと思いますが、

基本的に今回使用料につきましては、水道の使用料で算定をしていくということで、公共下水道の使用料金と一緒にとなっております。農集排とすれば一般的な家庭等であれば数百円ぐらいは水道使用料——使用料にもよりますけれども、若干差が出てくるのかなという考えでおります。

それと、3点目に帰属の条件ですけれども、先ほどもお答えいたしましたように、620基ほど現在既存の区域内に浄化槽ございますけれども、現在まで維持管理、点検等、しっかりやっただいて、ちゃんと稼働している浄化槽であれば、うちのほうで帰属を受けていくと、審査の結果ですね、受けていくという考えでおります。

以上です。（「最後」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

それから、もう1つちょっとお尋ねしたいのは、排水設備の設置義務ですけれども、一応浄化槽設置をして接続するまで1年間の猶予というようなことですが、1年以上、あるいは2年もつなげれないというふうなことになるれば、どういうふうな指導ばしていくのかということですね。なかなか農集排でもまだまだ自分の宅、本管はきちっと整備されたけれども、なかなか接続ができていないという部分もあるので、この1年以内の接続を図るためにも負担金ですね、受益者負担金の12万円を早く接続していただくためには6万円とか、そういった施策は組まれないかどうか、そのあたりはどうですかね。

○議長（田口好秋君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（横田泰次君）

お答えいたします。

その1年以内に宅内の設備工事等で接続までいかないというような場合は、うちのほうとしても補助事業をやっておりますので、それは困るわけですので、とにかく早期に宅内の工事もされて、接続をしていただきたいということで考えております。

それと、その分担金につきましては、あくまでも独立会計でいく予定でございますので、それは15%の分担金でいって、今、ちょっと構想の段階ではございますけれども、今ゆうゆう水洗化貯金という制度がございますが、それに似た早期に宅内工事接続までしていただくのであれば、別の制度等を今検討している途中でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案第80号 嬉野市嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会設置条例についての質疑を行

います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについてはちょっと情報公開条例に余力を残したいと思いますので、さらっと行くつもりでおりますけれども、まず、第2条の分ですね、ここに「商店街及び温泉街との連携を考慮しながら」という文言をあえて挿入されておられる、その理由をお尋ねしたいと思います。

そして、第3条で、「委員会は、委員15人以内で組織する。」というふうになっております。予算については報酬が10人ということになっておりますので、あと5人については、これは行政関係だろうというふうに思いますけれども、実は、建設課等々、建設部等々の今の条例、審議会の条例とか、あるいはまた、緑の基本計画策定委員会条例等を見ましたときに、これについては、ここ、委員は、まちづくりに関し、佐賀県職員及び市職員並びに識見を有する者のうちから市長が任命し、また委嘱をするというふうな文言になっておりますけれども、緑の基本計画については、(1)市民、(2)公共的団体を代表する者という項目別にきちっと明示してあるんですよ。そして、加えて都市計画審議会においては、例えば、その人数は何人というところまで明示をされているんですよ。ところが、今回においては、ただ単に、これは文言的にこういう委員の組織というものを羅列してあるだけで、なかなかどういうふうな中身になっておるのかつかめない。

まず、第1点は、この15人の組織のメンバーについて、中身がどういうふうになっているのかお示しをいただきたい。そして、この中で、まちづくりに関し、佐賀県職員及び市職員並びに識見を有する者のうちというふうになっております。ということは、恐らく学識経験者というふうには私は受けとめているわけですがけれども、そうなったときには、要するに、市民という、市民の代表という文言が全然ない。だから、それについてはどのようにお考えになっているのか、まずそこら辺だけお尋ねをしたいと思いますけれども。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

まず第1点のお尋ねで、第2条のほうですかね、「温泉街との連携を考慮し」という文言がここに入っている理由ということでございますけれども、新幹線が開通いたしまして、どうしてもやはり一番必要になってくるというのは、やはり温泉街との連携、また観光という面でも温泉街と強く結びついていかなければいけないというふうに考えているところでございます。そういった意味で、2次交通とまで考えるという意味で「温泉街との連携」という文言を入れさせていただいたところでございます。

それと、第2点目の15名が委員会のメンバーということで、予算が10名分しか計上されていないという御質問でございますけれども、その分につきましては、議員御指摘のとおり、その他、県の職員さんであったりとか、あとちょっとここはっきり申しまして今考えておりますのが、医療センターもこちらのほうに移転をしていただきます。そういった意味で医療センターのほうからも入っていただく、そういった方々の費用につきましては、計上していないというような状況でございます。

それと、市民が入っていないというような御発言ですけれども、一応3条のほうの1番ということで市民ということであわせていただいております、今、私どもが考えております委員さんにつきましては、ほかの見識者まで含めまして、大学の先生であったりとか、まちづくりを専門的に手がけていらっしゃる方、それとか建築士さん等をお願いしたいと思っております。また、当然のことながらJR九州さんや鉄道建設・運輸機構さんのほうにも御参加をいただきたいというふうに思っております、市民の方につきましては、先ほど申しましたように、どうしても町なかとの連携を強めていきたいというふうに考えておりますので、商工会さんとか、旅館組合さんとか、嬉野はお茶が産地でございますので、そういった方面からお願いができればなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

先ほど課長が言った、その第3条に市民がどうのこうのと言われた分が、ちょっと1回目の質問でもう一度答えていただきたいんですけれども、第3条のところでは市民がどうのこうのと言われたそのことの発言をちょっと確認をしたいんですけれども。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

設置条例の中の第3条に、委員会は委員15名で組織をし、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命するというふうになっております。その中の1番に市民ということでお示しをしておるという意味での発言でございます。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

申しわけございません、ちょっと訂正をさせていただきます。

組織につきましては、すみません、第3条のほうで、確かに委員15名以内で組織をするというふうにはなっております。申しわけございません。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

市民という文字は全然ないんですね。間違いないですね。となると、1回目の質問で申し上げたように、委員はまちづくりに関し、佐賀県職員、市職員、そこまではわかりますけれども、その後で識見を有する者のうちから市長が任命しということが終わっているんです。となると、これも1回目申しましたように、これはあくまでも通常という学識経験者というふうには受けとめざる得ないわけですよ。そうした場合には、通常の一般市民、例えば、商店街関係者、旅館関係者でもそうなんですけれども、そこでこれを該当しようとする、非常に無理が生じてくるんじゃないかという気がいたしますけれども。

もう1つは、市長が一般質問等々でもいつもお答えになっている、一般市民の声を吸い上げようというふうなことをお答えになっている中において、公募委員という者についての何も明示が書いていない。そこら辺のことについては、きちっとここに明示をすべきじゃないかというふうに思います。

ですから、そのことを含めて、実は先ほど申しましたように、マスタープランの緑の基本計画策定委員会については、市民、2番目に公共的団体を代表する者ということできっと書かれています。そのほかに前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者というふうな形で、ここには恐らく公募というものが入ってくると思うんですけれども、そういうふうな条項になっているんですよ。だから、この第3条の2については、もう少し見直す必要があるんじゃないかなという気がいたしますけれども、いかがですか。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

議員御指摘のように、市民というちょっと文言が入っていないという点については、申しわけございませんけれども、御指摘のとおりだと思っております。ただ、今、議員御質問の公募につきましては、どうしても今回私どもが考えておりますこの委員会が駅周辺、駅前周辺のちょっと狭いと言ったら変な話になりますけれども、駅前と、また、商店街に特化した

ような委員会で検討をお願いしたいというふうに思っておりますので、ちょっと公募というような方法はとっておらず、先ほど申しましたように、商店街のほうからは、例えば、商工会とか、お茶のほうとか、旅館組合のほうから御参加をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それじゃ、それはそれで納得いたしましたけれども、じゃ、そこにおいて、第3条の部分についてはもう一度見直しをして、市民という文言を入れて提出をいただきたいと思っておりますけれども、これではちょっと、この文言ではそこに何も入っていないので、納得するわけにはいかないんですけれども。

それともう1つ、じゃ、次に、第6条と関連してきます。

○議長（田口好秋君）

はい、どうぞ。

○17番（山口 要君） 続

第6条には、「必要に応じて委員以外の者に対し委員会への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。」というふうな、この委員以外の者の方というのはどういう方を指しているのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今現在考えておる以外の者ということでございますけれども、例えば、駅前広場を検討いたしましたときに、例えば、タクシーのプールとか、そういった特化したときの話し合いを行う必要があるかというときが出てくると思っております。そういった意味でのその他の委員、また、佐賀県さんのほうにおかれましては、いろんな部署からテーマごとに参加をいただきたいというふうに思っております。そういった意味での条項でございます。

以上でございます。（「ちょっと暫時休憩して、第3条の分、もうちょっと検討してくださいよ。ちょっともう一遍」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

議員御指摘の第3条につきましては、「市民」をちょっと追加するというので検討をさせていただきますと思います。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

第6条の分はもういいですか。（「もういいです」と呼ぶ者あり）いいですか、はい。

これで議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案第81号 嬉野市情報公開条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

それじゃ、議案第81号 嬉野市情報公開条例について質問をいたします。

今、現行の条例と照らし合わせたときにですけれども、質問がちょっと多いので、9項目出しておりますので、項目ごとに質問をいたしますけれども、第1条、これは一つの目的ということで一番大事な条項になっておりますけれども、ちょっと今、現行を読ませていただきます。

今現在の分は、「この条例は、開かれた市政の実現のため、市が保有する情報を公開することにより、市民の知る権利の保障と市政への参加を推進するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な市政の実現を図ることを目的とする。」となっております。

今回改正でありまして、ごらんの手元にあるとおりであります。5行にわたってありまして、この中で大きく表現が変わるのが「市が保有する情報」の文言が「公文書」となっております。あと、その行の中で「請求する権利を保障し」で「市民の知る権利」がここでは抜けております。ということでもありますので、この分の改正の趣旨を要点を含めて説明をお願いしたいと思っております。

2点目が、先ほど申し上げました、目的の中の第1番の「権利」の前に「市民の知る権利」が入るべきじゃなかろうかなと思っております。

それと、「市が保有する情報」が「公文書」となった理由をお聞きします。

あと、次、第4条の「利用者の責務」のところ、今までが「市民の責務」となっておりますけれども、この分が変わった理由をお聞きします。

第19条、「情報公開審査委員会」が今回、「情報公開審査会」に変わっておりますけれど

も、その理由を確認します。

そのことによって、今回の条例改正ですけれども、今既存の情報公開審査委員の審査を受けておられるか、また今まで過去の議事録の履歴はあるのか、これが平成18年に設置されておりますけれども、その委員会の今までの活動状況を通して質問をいたします。

以上です。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

今の8項目の分について、全て通してお答えをいたします。

まず、改正理由に「情報公開の一層の推進を図るため」というような改正の趣旨は何かということですが、現行条例では情報の定義を、職員が職務に関して作成した文書、図画、写真などで決裁、供覧など手続が終了し、現に保有するものというふうに定義しております。現行条例については、この情報公開についてのみ定めております。

今回の改正条例につきましては、この情報の定義というものを公文書に改めました。それはなぜかといいますと、総合的な情報公開の推進を図るということで、第24条で市が保有する情報を市民に明らかにされるように情報の提供の推進に努めるという条文を追加しております。

それからまた、第25条では会議の公開の努力義務を規定しております。これはなぜかといいますと、市みずからが情報発信をしていきますというようなことを規定したということになります。これが、情報の一層の推進を図るための措置というふうに捉えております。

次に、「情報」が「公文書」に変更したのはなぜかというところですが、先ほど言いましたように、情報というのはもっと広いものだという捉え方を今回の条例ではしております。広義の情報公開を目指しているものというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

次に、目的の第1条の「権利」の前に「市民」が入るのではないかとありますが、つまり「公文書の公開を請求する市民の権利を保障し」というふうに変えろという御指摘でしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

これは、第5条で公開請求権者を市民に限定していないこと、それからまた、市民の公文書の公開については明記しておりますので、今の規定のほうでいいというふうに考えております。

次に、「利用者の責務」は「市民の責務」ではないかということですが、この部分については、議案資料の19ページに大きな改正点の2番目で権利濫用請求への対応ということで明らかにしておりますが、今回の条例の改正の一つのポイントでもあります。

この条例の本来の目的を逸脱して、社会通念上適正と認められないような請求があった場合について、権利の濫用という認定の仕方をしていくというところでございます。これを市民の責務という形にはできないだろうということで、利用者とするのが適当ではないかというふうに判断をいたしております。

次に、情報公開審査委員会が情報公開審査会に変わっている理由ということでございますけれども、これは実は、個人情報保護条例でも個人情報保護審査会というふうに規定をしておりますので、同一の名称に改めたというところでございます。

次に、今回の条例変更は情報公開審査会委員の審査を受けているのかというところですが、情報公開審査委員会の担当事務としては、現行条例の第13条で情報公開についての不服申し立てがあった場合の調査、審議を規定しております。これらについて条例改正の審査というのは行っていただく必要はないというふうに思っております。

ただ、同条の第2項第5号で情報公開に関する重要な事項については実施機関に建議するというようなことが規定をされておりますので、この条例案につきましてはパブコメを実施すると同時に、委員の方に配付をして御意見を伺いました。これについて直接的な御意見はありませんでした。

次に、その議事録ということですので、当然ございません。

それから、18年に設置された委員会の活動状況というところでございますけれども、この情報公開審査委員会というのは、先ほど言いましたように不服申し立てがあった場合について開くということになっておりますので、幸い不服申し立てがございませんでしたので、委員会の開催は行っておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

御答弁が全部把握はできてないままに2回目の質問に入りますけれども、第1条については現行のほうが、非常に市民に対しても、私が見た中でもわかりやすいとか平易とかかな、という表現になっていまして、今回、文書がずっと続いているわけでありまして、そこら辺についてはいろいろな理由があったんでしょうけれども、非常にわかりにくいというのが感想であります。

その中で、「情報」がこういった「公文書」になったことで、逆に課長のほうは広く範囲を広げたということであったんですけれども、逆に情報そのものが狭くなっているんじゃないかなという気はするんですけれども、「公文書」という限定することによって、そうじゃない用語もあるとするならば、そこら辺が市民の知る権利からしたときに外れるのかなという気がありますけれども、そこら辺の質問であります。

もう1つですけれども、情報の公開ということですから、情報の公開に努めるとなっておりますけれども、努めるといことは責務じゃないと、要するに努力をするということであるんですけれども、出さないでいい場合もあるということですね。そこら辺の確認をしたいということでもあります。

新しく第25条に、会議の公開が条項として入っております。この中で、先ほど公開のことですけれども、これも「努めなければならない。」となっておりますけれども、同じ質問であります。それは先ほどの質問と同じことです。

あと、実施機関がありますけれども、この実施機関の中にいろいろ組織がありますけれども、今回、指定管理者がこの実施機関から外れているわけですね。その分の理由を確認します。

2問目は以上です。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをします。

公文書になったことで情報の幅が狭くなったのかというお尋ねですけれども、情報の定義、旧条例で言う情報と公文書というのを比較すると、定義そのものについては大きく変わってはいないというふうに考えております。

次に、公開に努めるといのは、どこの情報を指しておっしゃっているのかというのが、ちょっといま一つわかりませんでした。

次に、会議の公開についてですけれども、この分については、先ほど実施機関、この実施機関が市長部局、教育委員会、それから選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、それから議会というふうを含めております。そこで、一律に会議の公開をするという書き方はどうしてもできない部分がございます。現に教育委員会の部分について規定がありますけれども、そういった例えば個人に関するような会議を開くときには公開しないと。委員の中から公開しないほうがいいというふうな意見が出て、委員長が決定すれば公開しないというふうな決め方をされたところもございます。

実施機関を指定管理者から外したということなんですけれども、実施機関として指定管理者を置くということが、ちょっとおかしいんじゃないかという指摘が以前からありました。指定管理者を外しているわけではなくて、新たに第26条の出資法人等の情報の公開の中で、第6号に指定管理者という文言を入れておりますので、情報公開の対象になると、ここは努めるといところなんですけれども。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

それじゃ、今の指定管理者が出資法人、第25条から第26条にありますけれども、こちらのほうに指定管理者は該当するということであったかと思っております。

ここにつきましても、この条文を見ましたら「情報公開に努めるものとする」ということでありますので、情報公開の請求があった段階では努めるということでもありますので、全てじゃないということ、その委員会の中で判断されるということでもいいものかどうか確認をします。そのことでお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

「公開に努める」としましたのは、指定管理者について指定管理者そのものの情報は、その指定管理の施設に係る分の公開については当然公開をしていくというところですよ。別の、例えば本体業務があって、そちらまで公開が及ぶかという場合には、そこは及ばないので「努める」という表記にしているところです。

以上です。（「もう3回目ですね、はい」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

私は、第25条の会議の公開で御質問させていただきます。

この会議の公開のところで、資料は21ページに情報公開条例の改正内容の概要の中で、(4)番に会議の公開の努力規定とございます。

まず、先ほど山下議員の質問にもありましたけれども、努力規定ということはどういうことかということと、あと先般から、私、会議の公開とか傍聴に関して御質問させていただいたんですけれども、なかなかいろんな会議やら審議会がありますけれども、それが市民の方にちょっとなかなか見えにくいということがありまして、今回も子ども・子育て会議がありまして、担当課にお尋ねしてから会議の日程とかお聞きして傍聴を2回させていただきました。

そんな中で、やはり市民の方がなかなかそういう会議とか委員の方とかがわからないので、そういう会議の公開としてホームページとかに載せていただくかどうかということで、その努力規定はどの辺までかということのお尋ねをまずさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

努力規定というのは、努めるということで必ずしも絶対行いますという規定ではないというところがございます。

あと、会議の公開について、事前にその会議の方法とか公開をしてくださいという内容だったかと思えますけれども、実はこの条例をつくる段階で会議の公開に関する指針、どういった形で公開するかというものを明らかにされている自治体がございますので、そちらのほうを参考にして、できる限りホームページで事前にお知らせができればなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今、ホームページとかに掲載されている先進自治体がありますけれども、それで私も伊万里市がそういうふうにホームページに掲載されたり市民情報コーナーにおいて閲覧ができるようにされていますけれども、その中では審議会等の名称、設置の根拠、設置の目的、設置年月日、委員数、委員の任期、委員の構成、委員名簿、所管課とかいう、そういう細かいところまでホームページに掲載されたり市民情報コーナーに置いてあります。

そして、伊万里市さんはきちんとした会議公開に関する運用要領というものを出されていますので、本当にそれを参考にさせていただいて、また先ほど言われました会議でも傍聴できる会議とかあられるとありましたけど、それもきちんとホームページや情報の中で、この会議はできます、できませんというのをきちんと表示させていただいて、市民の方が少しでもそういう会議の中に傍聴をさせていただいて、本当、市がどういう事業をされているとか、こういうことを今、会議でされていますとかというのを、もっともっと市民の方に知っていただくためには、こういう伊万里市さんのような先進的な会議の公開を望みますけれども、その辺は総務部長とか市長のほうにもお尋ねしたいと思いますけど、よろしくお願いします。

○議長（田口好秋君）

総務部長。

○総務部長（筒井 保君）

お答えいたします。

先ほど総務課長も申しましたように、それから増田議員からも御指摘受けましたように、他の市町の状況を見まして、なるべくうちのほうも努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

できる限り、いわゆる情報公開に努めていこうということで、今回、この条例等の点検をしておるところでございますので、議員の御趣旨に沿って努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ぜひ、この会議の公開に関しては、本当に一日も早く市民の方が参加できるような形で、いつでも見られるような形にさせていただきたいと思っております。

続きまして、第27条、よろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

はい、どうぞ。

○4番（増田朝子君）続

じゃ、第27条を質問させていただきます。

第27条では、運用状況の公表ということで実施機関の運用状況についての公表はまずどのようにされるのかと。「運用状況についての公表」という文言の御質問をさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

現行制度についても年に1回、情報公開の状況を公告、それから市報のほうに掲載しております。ことは7月に公開をしていたというふうに思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

その公開も、できましたらホームページとかも利用させていただいてしていただけたらと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

すみません、確認はしていませんけれども、多分、ホームページに載せていたというふうには思います。

あと、今回、今、運営状況の公表については、各実施機関ごとに件数と、それから決定件数、その部分しか載せておりません。その内容について、請求内容まで含めて、どういった内容があったというところまで含めて公開をしたいというふうに思います。それは、当然ホームページとか、あるいは市報にも掲載をするかもわかりませんが、スペースの関係上できない場合もあるかもわかりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

本当に先般から一般質問でも出ていますけれども、ホームページの本当に充実した公開とか、そういうのを望みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

まず、本当に総務課関係の方の御努力に敬意を表したいと思います。大変な御努力であったらというふうに思っております。そしてまた、もう1つは私も4つ、5つ取り寄せてみたんですけれども、かなり今回、先駆的に取り組んだ条例ということで評価をしているところでございます。

今から質問をさせていただきますけれども、私、見ていて非常にもう頭がこんがらがってしましまして、変なもう駄問と申しますか質問になるかもしれませんが、そこは寛容にお答えをしていただきたいということを、まずもってお願いを申し上げます。

議長にお願いいたしますけれども、まず第4条に入る前に総括といいますか、特定秘密保護法ということでの一般論ということでの御質問をお許しいただきたいと思いますが、各条項に関連してまいりますので。よろしいですか。

○議長（田口好秋君）

簡潔にお願いします。

○17番（山口 要君）続

はい。まずお尋ねをしますのは、今月10日、特定秘密保護法が施行をされました。その施行によって、今回の情報公開条例、何条と何条と何条ぐらいにそれが触ってくるのか、そして今回の秘密保護法の施行によって今までお考えになった分と、この施行によってどう変わってくるのかということが、もしおわかりであればそのことをお答えいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

特定秘密保護法との関連という御質問ですけれども、特定秘密という分野で、例えばこの嬉野市の公開条例が触るかというところについては、私は触らないんじゃないかというふうを考えております。特定秘密というのが、その定義が嬉野市の情報としては抵触する部分がないのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

わかりました。その分については終わります。

次に、第4条に移りますけれども、権利と濫用ということになっております。その分の歯どめの基準というのは、どの程度どこの辺のところをお考えになっておられるのか、そのの基準というものがわからないと、なかなかこの条文というものを解釈しづらい部分があるんですね。そこら辺のところをお答えいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えします。

こういった具体的な例につきましては、逐条解説みたいなのをつくって統一を図っていきたいというふうに思っております。

今考えておりますのは、例えば総務課が保有する文書を全てとか、あるいはファイル基準表に登録されている文書全てとか、そういった請求をされると出せないというふうに考えております。簡単に言えばそういうところです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、後の条例にも全部ひっかかってくるんですけれども、じゃ、そこら辺のいろんなところの歯どめ等々含めて逐条解説を全部、今後取り組んでつくっていくということで確認をしてよろしいですか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えします。

今、この情報公開条例につきましては、逐条解説をつくっていくというふうに考えております。制度が大きく変わりますので、周知を図るためにもできるだけ早い時期に、年明け2月までにはつくりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

2月までということでおっしゃったので、もうそれ以上言うことないんですけども、もう今回、条例が通った場合については、もうすぐそういう事態が起こり得る可能性があるわけなんです。

ですから、やっぱり逐条解説等々の基準というものがないと、対応のしようがないという事態も出てくるかもしれませんので、ぜひそれについては早急に、本来は私は今回条例を提出する時点において、それを備えながらしていただきたいかったというふうに思っているんですけども、もしそうでないとするならば、もう2月と言わずできるだけ早い時期、選挙でお忙しいと思いますけれども、ぜひ早く取り組んでいただきたいというふうに要望だけしておきたいと思います。

本当に、選挙の投票率も非常に嬉野市は60%を超えたということで総務課の方は非常にお忙しく、その御努力もまたそこで敬意を表したいと思いますけれども、次に第5条なんですけれども、これも逐条解説と言われればそれまでかもしれませんが、そこにおいて「市の行政に利害関係を有するもの」というふうな文言が入っております。それについては、どの基準を指すのかと。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えします。

実は、この文言そのものは現行条例の中にも入っておりますので、今までの蓄積もござい

ます。どういふものかといいますと、例えば入札された業者の方が他市におられるというケースの場合についても、情報公開に応じるというような内容です。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

はい、わかりました。

それで、ちょっともう急いでいきたいと思えますけれども、次は第8条ですけれども、ここで先ほど山下議員等々からも質問が出ていましたけれども、非公開の文書でも公益上特に必要と認めるときは当該文書を公開することができるというふうな文言になっております。それについては、これはそのままの状態の開示をするのか、それとも俗に言う黒塗りの状態で開示をするのかということを確認したいと思えます。

そしてまた、もう1つ、公益上特に必要と認める、その公益の基準というものについてもお示しをいただきたいと思えますけれども。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

まず、公益上の観点というところですが、これは基本的には法的に公開できないという部分については、運用としては慎重に対処をしたいというふうに考えております。

一つの根拠規定として、例えば非公開とされた情報よりも公開する情報のほうが公益性が高いというふうに実施機関が判断した場合については公開できるというような根拠規定という取り扱いというふうに考えております。

すみません、最初の質問は何だったのでしょうか。（「黒塗り」と呼ぶ者あり）

当然、個人情報に係る部分については黒塗りになるというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

わかりました。じゃ、次に第9条、これも基準ですね。これは第9条で公文書の存否の分についての文書基準というもの、それもはっきり定められているんですかね。

それも置いておいて、規則等含めて基準の基、もととなる、それは私が今申しているのは、規則、規則の規の準のことでずっと申し上げているんですね。もととなる準じゃなくして、要するに従うべき規則というふうなことで申し上げているわけなんです。その規則の規準の分で、例えば非公開情報の公開することのその文書の基準というものがどのようになっているのかお答えいただきたいと思えます。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

そこは、ただいま、第9条の部分でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

公文書の存否に関するものの詳細というお尋ねですが、これは文書があるかないかと答え

るだけである程度推測ができるような情報、例えば、捜査機関から選挙違反に該当しそうだということのうちの方に照会が来ることがあります。この分について、個人情報ですのでお答えできませんというようなことで回答すれば、これはあるんじゃないかというふうに思われてしまいますよね。それをしないために、例えばもう不開示と、理由欄については不開示という表記だけにすると、そういう取り扱いにすることを規定したものです。これは情報公開法にも同様の規定がございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、次に第19条に行きます。

第19条で、もうこれは審査会というものは、この条文を見てもかなり重みがあるというんですか、そういう委員会だというふうに認識をしております。

そういう重みがある委員会の中で、委員が5人以内とした理由。他市等々見たときに7人とかいうところもございます。本市が5人ということで5人以内とした理由、そしてその中で「識見を有する者」というのは、これは法的専門家という者も入るのかどうかということ。

そしてもう1つ、このことに言えば、逗子市においては独任制の情報公開指針、いわゆるオンブズマンという制度も設けております。そのことについては、今後検討される気持ちがないのかということと、もう1つ、この審査会とは別に情報公開運営審議会というふうな審議会を別に設置してあるところもあります。そこら辺のところについては、今回検討されなかったのか、そして今後についてどうお考えになっているのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

審査会の委員については、一般質問の中でも実は山口議員のほうからお尋ねがありました。コンプライアンス委員会の委員の方です。その方と、この委員会というのは同じメンバーの方です。どういったメンバーかといいますと、弁護士の方、それから大学教授、それから暴走センターの理事、そして行政のOBの方の4名でございます。（「4名」と呼ぶ者あり）4名です。5名以内ですよね。

識見というのは、つまり法の専門家ということで弁護士とか、あるいは大学教授のほうを入れておりますので、そちらほうで入れているということでございます。

オンブズマン制度そのものについては、検討しておりません。

あと……（「運営審議会」と呼ぶ者あり）公開運営審議会というのは、内部組織のことでしょうか。（「いや、外部です」と呼ぶ者あり）外部にですか。その分については、検討をしております。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

わかりました。じゃ、5人以内ということで5人ではなくして4人ということでされておられるんですね。じゃ、5人にされるお考えはないんですね、ということの確認。

それともう1つは、じゃ、その運営審議会については先進市等々、逗子市を含めてありますので、設置されるかどうかは御判断をお任せいたしますけれども、とりあえず御検討をしておいていただきたいというふうに思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

委員の数につきましては、4人でもいいのかなというふうに思っております。

検討の件ですけれども、逗子市の例をちょっと調べてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

ちょっともう喉が渴きましたので、急いでいきます。

第21条を飛ばして、第31条で今回、罰則規定を設けておられます。

この第31条を見ましたときに、「第20条第4項の規定に違反して」というふうな条項がありますけれども、この罰則規定については市の条例の中で私、探したところ、あんまり罰則規定を設けたところはありませんでした。今回、ここで罰則条項を設けられたその理由、そしてこの50万円等々の金額の基準というものを、何をベースにしてこのような金額にされたのかと。まず、その前に罰則規定を設けられた理由と。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをします。

罰則規定につきましては、個人情報保護条例で罰則規定を設けております。同様の金額と、罰則の内容は同じになっております。

これはなぜつくったかといいますと、審査会の方に対しての守秘義務違反の場合に罰則を

科すということになっております。

これは、審査会の調査権限を今回、先進地の例に倣って大幅に拡大をしております。どういものかといいますと、インカメラ審査といいまして、情報公開するかしないか、そのもの文書を見せて判断をしていただくというようなことを書いておりますので、当然、守秘義務については厳重な管理といいたししょうか、そういった意識づけが必要だろうというふうに思っておりますので、そこを規定したところでは、他市においても、こういった規定を設けられている例が多かったというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、もう最後に行きます。

その他ということで上げておりますけれども、このインターネットでの請求の明文化の期限ということで、これは資料の22ページを見ましたときに、インターネットの請求を明文化ということで、情報公開請求のオンライン化は、「行政手続全般がオンラインで可能となるシステム導入後に明文化する。」ということになっております。この可能となる時期というものは、大体いつごろをめどにしておられるのかということで、それだけを最後にお答えいただきたいと思ひます。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えします。

全国の状況をちょっと見てみますと、県においてはほとんど8割近く上がっていると思ひます。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）町村の場合がまだ50%行っていないと思ひます。3割ぐらいだったかと思ひます。（「3分の1ぐらいね」と呼ぶ者あり）結構、そのハードな部分で投資が必要というふうに考えておりますので、その辺がどうなのかなというふうに思ひます。

以上です。時期については、私がちょっと判断できません。（「はい、いいです。終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで、議案第81号の質疑を終わります。

次に、議案第82号 嬉野市部設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

それじゃ、第82号について質問をいたします。

この分について、第2条と第3条、また組織図の案ということで分けながら通しで第1問をいたします。

まず、第2条、第3条、関連ですけれども、今回、環境水道課ということで水道事業、下水道を含めて統合になっておりますけれども、市民目線に見たときに非常に、せっかく統合なさって、それはそれなりに理由は私も理解をいたしますけれども、まず市民はやっぱりその部もしくは課の名前で来られるわけでありますので、市民にわかりやすく環境上下水道課、もしくは逆に上下水道環境課なりに変更ができないものか。これは第3条についても同じことです。

もう1つは、組織図の案ですけれども、この中で部の統合が大胆に今回、変更になっておるわけですけれども、私なりに思いますには、今は本当に地方自治の一番大きな問題は少子化でありまして、これを一つの形にするために、やっぱり行政はどうしても基本的には縦割りという部分があるんでしょうけれども、いい面そうじゃない面もあるんでしょうけれども、この少子化については本当に積極的に形を示しながら取り組まにゃいかんと、それを組織にどう置きかえるかを見たときに、私も一般質問をいたしましたけれども、総合戦略プロジェクトチームですね、これを市長直轄でつくって組織の中に今回、変更があっておりますので、入れるべきじゃないかと思っております。

もう1点は、これはいつのときもあるんでしょうけれども、市民の方の理解が足りない点もあるかもわかりませんが、よく窓口対応で、要するにたらい回しという表現をされますけれども、今回もかたろう会で一、二、意見が上がってまいりました。

そういったことを全て解消できないかわかりませんが、総合窓口的な機能が、これは人の陣容が本当にますます減っていく中で難しいかわかりませんが、特に高齢化になっていく中で、こういったことも必要じゃないかと思っております。

もう1点が、職員、特に窓口の方の挨拶、これができていないというのが、今回も数点上がりました。このことについて、総務の中に人事はありますけれども、教育という業務を入れたらどうかと思いますが、通しで質問をいたします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えします。

まず、1点目の環境水道課は環境上下水道課のほうがいいんじゃないかという御指摘でございますけれども、今回、水道課、それから環境下水道課を1つにした理由というものは、水道の給水事業、それから下水道の部分について統一することによって、水関係の仕事についてワンストップサービスができるんじゃないだろうかというところを目指しております。

そういうことを図ることによって事務の効率化を進めていきたいというふうに思います。

それと、環境水道課というのが、近くでいいますと、太良町でも環境水道課という名称を使っておられるので、嬉野市で何で使うのかというところになるんでしょうけれども、私どもとしてはそれでいいのじゃないかなというふうに考えております。

次に、プロジェクトチームというお話でございますけれども、これは一般質問の中でも市長が答えられたところでございます。1月4日に市長を本部長として全課長を網羅した組織を設置しております。その組織こそが、議員御指摘の組織に当たるんだろうというふうに考えております。

窓口でのたらい回しというお話でコンシェルジュの設置をというところですがけれども、確かに議員とかたろう会とか、あるいは市への投書とかでも対応が悪いというのは幾つか見受けるときがあります。窓口対応の研修というそのものは必要というふうに考えておりますので、常勤の職員だけではなくて、あるいは非常勤、それから臨時の方まで含めて対応について研修ができないかなというふうに思っております。そのことに関して検討をしたいというふうに思います。

それから、人事グループに教育というのを置いたほうが良いという御指摘でございましたけれども、現在でも職員研修などというのは総務課の人事グループの仕事でございます。あえてそこに教育というふうなものを取り入れる必要はどうかというところもでございます。挨拶が足りないとか、そういった声もまれに聞かれますので、再度、部課長会などで徹底するように市長のほうから指示をいただこうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

御答弁いただきましたけど、おおむねの趣旨はわかるんですけども、やっぱり形に示すことが、やっぱりそれぞれ職員の意識を含めて、もう基本的には市民ですけども、その分がわかりやすいというかな、ということの形を示すことでその意気込みというかな、が伝わってくるんじゃないかなと思うっております。

まず、今回の環境水道課ですけども、私もネットで調べてみました。統合したところも相当、自治体であるわけですけども、部もしくは課の名称につきましては、今回提案しています環境上下水道課もしくは上下水道課とかいう形が見られます。そういった点で、上水道、下水道が統合したということを課の中に入れていただきたいというのが趣旨でありますので、せっかく統合といいことでもありますので、理解しますので、これを市民にしっかりとわかっていただくと、そこでまた戸惑いがないようにしていただきたいということでもあります。また答弁をいただきたいんです。

あと、プロジェクトチームにつきまして、今、1月4日からということで答弁いただきましたけれども、このことにつきましては国が一番、本当に力を入れていることでもありますね。特に地方創生担当大臣につきましても、国の意向を受けながらしっかり動いているところ、形があるところ、そういった動きが見えるところについて厚くしたいということで聞いております。

そういったことを含めて、それぞれ思いはあってもそれを形にしていくと、組織の中でのつけるのが私なりには大事じゃなかろうかなと思うことで質問をいたしているわけであります。

補助が欲しいということもあるかわかりませんが、そういったことを示しながらお互いに本当に毎日、定例会をするわけじゃありませんけれども、月に何回か必要に応じていいでしょうし、定例会をしていくと、そのチームで集まっていくということで質問をいたしております。

あと、総合窓口ですが、これにつきましては先般の一般質問で生田議員の質問だったですかね、総務部の市民課の窓口でその分を機能しているということで市長答弁なさったと思うんですけども、今現在、私が知る限りは総務部の市民課というのは、いろんな総合窓口の機能ではないんじゃないかと思うわけです。そういったことがあったら、その機能をより一層明確にさせていただきたいし、現状等どうかなのというのがちょっと確認できていないということでもあります。

教育というのは、もう職員が職員を教育するというのも、これは新人の場合は別でしょうけれども、これは実際動きながらそういった分が、特に役職者についても経験豊富な人でもそういったことを指摘受ける場合がありますので、さらにこういった機関として教育を入れながら業務に反映していただきたいということで提案をいたしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

質問ですか、提案……。 （「いや、質問です」と呼ぶ者あり）できるだけ一般質問にならないようにお願いします。 （「それは一般質問やけんが」と呼ぶ者あり）一般質問にならないように。一応、答弁をお願いします。総務課長。

○総務課長（池田英信君）

1点だけお答えさせていただきます。

環境水道課の部分については、この条例の実施が4月からになりますので、これからしっかり周知を図って市民の方に御理解いただけるようにしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

総務部長。

○総務部長（筒井 保君）

総合窓口の件についてお答えいたします。

総合窓口につきましては、市民の皆様方、あるいは議会のほうからもいろんな提案を受けております。

それで、ここ3カ月、全国でも有名な隣の県にございます自治体で総合窓口的なものをされているところを視察に行ったところがございます。また、今後の地方自治体におけるこれからの窓づくりというセミナーにも職員を研修にやらせたところがございます。また、私も先月、筑後地区にございます1市2町が合併した総合窓口という形かなと思ひまして視察に参ったところなんですけれども、そこら辺の事情を聞きまして、やはり先ほど市民課のほうで総合窓口を行っているということでございます。やはり人生の節目のところでは、うちほうでやっております。また、年金の手続等はこういうのが必要でございますという形で、隣の職員を呼びまして対応を行っているところがございます。

以上です。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

よろしいですか。

次に、辻浩一議員。

○6番（辻 浩一君）

それでは、私はこの全体的なこと、もう一括でお尋ね申し上げます。

今回、機構改革が行われました。私が議員になってからも何回もあっておりますけれども、機構改革を今回する最大の理由だけ簡単にお答えいただきたいと思ひます。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

合併のときの職員数が222名でございました。その後、現在が17名減少をしております。そういった職員の数の問題、それから職員の年齢構成に偏りがあるからだとは思ひますけれども、ここしばらく管理職の大量退職というのが続きます。例えば、平成24年度は7名、25年度が8名、26年度中はもう10名退職される予定です。

これをどう乗り切るかと考えたときに、やっぱり組織の大幅な見直しをしないと業務が、それかあるいはもう業務委託を大胆にやっていくかしかないだろうというふうに思ひておるところでございまして、機構改革を行ったというところです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

いわゆる合併のときに人員削減について協議をなされたというふうなことで、それに沿ってやられている部分があると思います。

しかしながら、その時点で予想された人員削減のときと仕事量が比例していればすんなりいくんだらうというふうに思うんですけども、逆に反比例しているのではないかというふうに私は危惧しております。

そういった意味では、一般質問でもあっておりましたように、庁舎の統合なり、あるいは人員の問題の見直しが必要な時期に来ているのではないかと思うので、そこら辺の見解をお尋ね申し上げます。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

先ほどの人員の件の要因の一つとしては、確かに出向者というのが現在12名おります。合併のときには7名でしたので、5名近くが増員をしております。そのことを考えれば、議員御指摘のとおり、検討していく時期というふうには感じております。

以上です。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、西村信夫議員。

○16番（西村信夫君）

今回の機構改革の中で質問を出しておりましたけれども、ただいま総務課長ほうからは部設置条例の一部改正の必要性を言われましたけれども、合併当初は222名、現在17名少なくなったというふうなことで205名の職員があると今、理解しておりますけれども、この機構改革の中で2015年4月1日、職員は何名体制で行かれるのか、そのあたりをまず示していただきたいと思います。

当初は、この間の説明の中では部の再編と課の再編をして市長部局では5部から3部にしたというふうなことで、教育を合わせると6部から4部にと、8部長が5部長になったということで説明を受けておりますけれども、それで課長のほうが27名から22名の5名の減というふうなことです。課のずっと組織図をもらいましたけれども、この総務課に何名職員を配置するのか、それで非正規を何人配置するのかというふうなことも計画されておると思いますが、まず総務課、企画政策課、財政課、文化・スポーツ課、市民課、福祉課、全て職員数と、そしてまた非正規職員、何名するかということも示していただければと思いますが。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えします。

来年度の職員体制の御質問かと思えますけれども、ことしの退職者とそれから新採職員との差になってくると思うんですね。今のところ、具体的に幾らになるかというのははっきりしたところはお答えすることができません。

それから、もう1点、各課に何人配置するか、あるいは非常勤を何人配置するかというのは、これから考えていく問題でございまして、まだはっきりとした、例えば組織の事務分掌についても進めていくのはここからになりますので、今ここでお答えすることはできません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

いずれは示されると思えますけれども、現在、非正規の方が3分の1以上いらっしゃるということを理解しておりますけれども、そのあたりを含めてどういうふうに構成されていくのか、早目にきちっと計画を示していただきたいと、まず思います。

それでまた、今回の職員の配置に伴って非常に職員の長期休暇とかそういった部分がありますけれども、この職員の配置について異動の場合、職員の意向調査をされるのかどうか、そのあたりをまず示していただきたいと思えます。

加えて、この塩田庁舎、嬉野庁舎——いやいや、意向調査は一般質問じゃないけれども、この機構改革に伴って職員が異動するわけですから、そのあたりの希望は調査されているかどうかということも知りたいもので、今回、質問をさせていただいたところです。

それで加えて、こうして赤のところは改正のあった部分というわけですが、福祉部のほうが嬉野庁舎のほうに今度行って統合されるということですが、なった場合についての住民サービスの影響、公平性は保たれるのかということの質問を出しておるところです。これを答弁していただきたいと思えます。

それで、もし異動したら監査委員の事務局が赤字で書いてありますが、現在、課長が座っていらっしゃいますが、課長からいっちょ下がっておるようですけれども、なぜこれを下げたのか、そのあたりをまず示していただきたいと思えます。まず、答弁を求めます。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをします。

職員異動の意向調査の件ですけれども、一般論でいいますと、通常の異動の時期の前に各職員から提出をいただいているところです。

福祉課の異動に伴うサービス低下があるのではないかという御指摘かと思えますけれども、今回、一番、統廃合を狙っている理由というのは組織の効率化を図って住民サービスの充実を図るところでございまして、特に福祉部門についてはこれからもう徐々に拡大していくというのは間違いないというふうに思っております。

このまま2つの窓口を置くよりも、片方で集約してマンパワーを有効に使うほうが得策ではないかと、よりサービスの充実につながるのではないかという判断でこういう形にしております。

監査事務局が課長かその下かということですがけれども、これは今後の課題といたしましうか、私どもは例えば課長職ではないよとかいうところまでは決めている部分ではございません。ただ、案としてはそういった腹案があるというところで御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

先ほどの監査事務局のことなんですけれども、ことしの4月から課長級を配属されておるわけですね。今回、また下のほうに下げたということは、ちょっとどうかなということでは理解できませんけれども、副課長とかそういうふうなクラスになるのかどうかと思いますが、今後、それを案として戻していく可能性があるのかどうか。もしこのままだったら、副課長が部課長会議にも出られんというようなことで、監査からのいろんな意見、要望等について部課長に対しても反映ができないのじゃないかということも危惧されるわけですね。これから住民監査請求とかいろいろな部分が、これから社会が複雑化になって出てくるという可能性もないわけですので、そこのあたりをどう捉えていらっしゃるのか、まずその点をお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

部課長会に出席できないのではないかというお尋ねですけれども、部課長会は管理職だけの会議ではございませんので、例えば管理職が出席しない場合については副課長が出席をいたします。当然、監査委員部局から出席をしていただくことは可能でございます。

それよりか、監査員事務局に課長が1人、それから兼務の職員が1人という現在の体制でございましてけれども、例えば、再任用の職員の方を何名か配置して充実を図っていくというような方法もあると思うんですね。そちらのほうを検討してもいいんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

もう3回終わりました。

これで議案第82号の質疑を終わります。

次に、議案第83号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

給与に関する条例等の一部を改正する条例について御質問させていただきます。

まず、この条例の改正をされる理由と、あと以前、引き上げというか改正をされたときはいつでしょうかということと、そのときの改正率とか、それがわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

改正する理由でございますけれども、根本から言いますと、私たち公務員は労働三権の中で制約を受けているというのは御存じだと思います。その代償措置として人事院勧告制度というのがございます。

その人事院が、国においては人事院が民間と私たちの給与を比較して、格差がある場合については上げなさいという勧告をしたり下げなさいという勧告をされます。今回については上げなさいという勧告が出ましたので、給与の改正を行うというところです。

条例の改正がなぜあるかといいますと、一つは勤務労働条件については条例で明文化しないといけないというふうになっておりますので、そのために改正を行うというところです。

直近の改正については、減額の改正はたびたびありました。今回、久々のアップというところです。

以上です。（「前回の改正はいつでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

すみません、今、手元に資料を持っておりませんので、後でお答えさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

この人事院勧告の遵守ということですから、それは100%遵守ということでしょうか、しなければいけないということなんでしょうか。

あと、近隣の市町も全て遵守されているということで理解してよろしいものかということと、あと、その勧告の内容ですから、どういう給与とか手当とか今回出ていますけれども、その内容をお示しいただければと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えします。

地方公務員の勤務労働条件については、4つの原則というのがあると言われております。一つは職務給の原則、それから均衡の原則、それから条例の原則で、情勢適用の原則というのがございます。情勢適用の原則というのは、近隣市町の給与と均衡を図りなさいとか、あるいは国と均衡を図っていくというところでございます。

これを100%必ず実施しなければならないということではございません。例えば、ここで条例が否決されますと、私どもの給与は上がりません。

近隣市町は、同じような内容で提案をされているというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

久々の改正ということで、私も久々ということで本当に皆さん待っていらっしゃったと思うんですけども、その中で嬉野市の職員の方、非正規雇用の方とか非常勤の方とか臨時の方とかいらっしゃいますけれども、その方たちは本当に手当も交通費もなくお仕事をいただいていると思うんですけども、ちょっと市民感情的には、中央が景気回復をしたと言っていて人事院勧告が出されたと思うんですけども、本当に地方においては、なかなか回復が感じられない、あと市民の方にはダブルワークをされている方とかいらっしゃいます。

そういう中での改正ということで、市民感情的にはちょっとというところがあると思うんですけども、今回の改正に伴って一つお願いがあるんですけども、やっぱり一般質問で出ていますように、市民へのサービスとかそういう面を、本当にこれを機にもっと充実していただいて、やっぱり市の職員だけ上がってというのはなかなかあれですので、そういうそれに対してのきちんとした対応とか、先ほど出ましたけれども、そういう待遇面とか窓口対応とか、本当にしっかりしていただきたいなということをお願いしたいんですけども、いかがですかね。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

すみません、何点か答弁漏れがありましたので、お答えをしたいと思います。

まず、今回の改正の内容についてですけれども、ここでもどくど説明するよりも議案資料の35ページのほうに詳細に記載をしておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいというふうに思います。

それから、臨時職員の方とか、あるいは非常勤の職員の方のお話が出ました。実は、来年度の臨時職の方の賃金については、100円を上げるということで計画をしております。それと通勤手当についても、今回、来年3月に条例の提案をいたしまして支給ができるようなことで考えております。

それと、実は人事院勧告はもう1点、給与の引き下げに関する勧告が出ております。今回、条例としては提案をしておりますが、3月に提案する予定です。それは、地域で官民格差があるということで、佐賀県の場合は引き下げる勧告が出ておりますので、下げる提案を3月にはいたします。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで議案第83号の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが……（「ちょっと待ってください。次の質疑は、私、取り下げますので」と呼ぶ者あり）

わかりました。それでは、続けます。

次に、議案第84号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについては、ある程度わかりましたので、取り下げます。

○議長（田口好秋君）

これで議案第84号の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩といたします。

午後0時4分 休憩

午後1時 再開

○議長（田口好秋君）

会議を再開します。

休憩前に引き続き議案質疑を行います。

議案第85号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例については質疑の通告があり

ませんので、質疑を終わります。

次に、議案第86号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例については質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第87号 指定管理者の指定について（嬉野市嬉野老人福祉センター）の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

それでは、議案第87号 指定管理者の件で、老人福祉センターの件について質問をいたします。

まず、資料を、指定管理候補者選定協議報告書並びに決算書を2カ年いただいております。この中で中身の内容を質問させていただきます。

まず、選定協議報告書からですが、この中で管理者と行政との意見のやりとりがあっております。細かい点ではありますけれども、指定管理の中で運転手等の費用をふやしていただきたいという要望が上がっておりますけれども、基本的には人件費に含まれますので、そちらで対応していただくべきじゃないかと思っております。

それともう1つは、塩田地区からこの利用につきまして、今のところ少人数ではあるけれどもさらにという要望が上がっているようです。この分についての今の現状の対応がどうなっているのか、今後、ふえる見込みがあれば対応ができるのかということと、あと、3点目ですが、決算書を見ますと、2カ年、24年度と25年度をいただいておりますけれども、2カ年ともに収入及び支出とも同額で計上されておまして、結果的には余剰金等々が計上されていないわけですが、この分について、実態として余剰金がないのか、逆にこの分を収支に合わせる形で支出を、調整という言い方がいいのかわかりませんが、どうなさっておられるのか、3点同時でお聞きします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

まず、運転手の人件費ということですが、議員御指摘のとおり、委託料の中に運転手の人件費も当然入っているわけですが、この選定委員会の中での要望といいますのは、正規の運転手が休まれた場合は代替の運転手で対応をしていらっしゃるわけですが、その代替の運転手の人件費についての要望ということで上がっております。当然、先ほども申しましたように、その分については委託料の中で賄っていただくものと認識しております。

それと、塩田地区の状況ということですが、塩田地区の利用状況につきましては、現在大草野地区老人会の方が20名、それと長谷、鍋野地区の老人会の方が約20名、月に2回定期

的に御利用いただいております。さらに、石垣、鳥坂地区の方が約5名、原町地区の方が5名から8名、これは不定期ですけど、現在利用をいただいている状況です。

要望があれば対応ができるのかということですけど、これにつきましては対応が可能ということで、今後も利用者の増を図るため、働きかけを行いたいということで聞き及んでいるところです。

さらに、決算書の余剰金ですけど、この施設につきましては、収入といいますのが市からの委託金と利用者からの利用料金ということで成り立っているわけですけど、その決められた収入の中でできるだけの事業を行っていらっしゃるということで、毎年その余剰金はないというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

運転手の件、また、塩田地区の件、理解をいたしました。また、今後、要望があればさらにそこら辺については、その範囲の中で提供していただきたいと思っております。

決算書については、今、課長の答弁のときに、委託料、また利用料で賄っているのを費用にそのまま充てておられるということをお聞きしておりますけれども、これは一般論ですけども、指定管理にしますと、利益が出ると次年度が委託料が減らされるんじゃないかとかいうことも聞くわけですけども、実際それはないとは思いますが、決められた定額の中での指定管理ですから。ある面じゃそういった余剰金が出たら次年度のいろんな面での運営の費用に充てていいということで、何回かほかの施設の指定管理で聞いたことがありますけれども、そういったことでありますならば、しっかりと余剰金が出たという形で起こしていただいて、それはプールするなり、違う面で積極的な活用を図っていただきたいと。現実的には収入と費用が全く同額ということは、数字上はあるかもわかりませんが、現状においては多分ないんじゃないかと、ある面ではそこに合わせているんじゃないかということが想定されますので、そこについては御答弁をお願いします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

利用料金につきましては1人100円ということですので、毎年ほとんど利用料金については変化がないというか、大幅に利用料金が入ってくるという状況ではないというのが現実です。

それで、実際は社協からの幾らかは持ち出しとかも過去にやっておりますので、今後さら

に大きな余剰金が出てくるということは、今後もないものと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

以前が社協からの持ち出しがあつてみたりした、それを逆にマイナスになった分は埋め合わせをしたということもあるかも知れませんが、現状はそうであるけれども、やっぱりそこでしっかりと収支を出しながら、現状、現実の中でしていくべきじゃないかという考えで言っていますけれども、課長の答弁からしますと、今実態を説明されただけです、それは理解しますけれども、今後の決算の計上の仕方についてお聞きしているわけでありま

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（池田秋弘君）

お答えします。

この支出の内容ですね、これについては、ほとんどが人件費とか水道光熱費等が大きな金額を占めておりますので、節約できるとなれば、例えば消耗品代とか、そういった限られたものになってきますので、そういったところはなるべく節約できるものは節約してくださいという指導はできると思いますけど、そんなに大きな数字が余剰で残るということは、今後もあり得ないんじゃないかというのが認識です。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで、議案第87号の質疑を終わります。

次に、議案第88号 指定管理者の指定について（嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくら一と」）の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

議案第88号の湯っくら一との件について質問をいたします。

これにつきましては、資料の、先ほどと同じような決算書並びに指定管理候補者選定協議報告書に基づきながら質問をいたします。

はっきり言って、前回、改訂のときにも質問したので、3年前にですか、言ったんですけども、資料を見てみますと、ほとんど実態として変わっていないという認識であります。

まず、この決算書のあり方の中で一番最後に質問しておりますけれども、決算の収支報告書は不備が多いという表現をしております。議員の手元に資料があるかと思っておりますけれども、

24年度、25年度なんですけど、この収入、支出があつて、24年度におきましては収支が合わないわけですね。先ほどの老人福祉センターじゃないけれども、今度は逆に収支が合わない。そして、その内訳を見ても、その他の中にその金額が入っていない。そして、収支の中に、下地に、25年度にはありますけれども、収支の引いた差額の分も計上していないし、理事長の「上記のとおり報告いたします」の記載もないわけですね。これで、それぞれ担当課から部長まで印鑑を押されて、そのまま決算書として上がってきております。25年度につきましては、はっきり言ってもう既に決算だから終わっているんですけども、これは一部でありはしますけれども、26年度の3月の分が実態の記載が上がっておりません。

非常に歯抜けと申しましょうか、前回のときには役員の名前が既に亡くなった方とかいう方も上がっておりましたので、実態は実態であるかもわかりませんが、特にこういった報告資料はしっかりとした形で上げていっていかないと、内容がどうなっているのかなと疑って見ざるを得ないということがあっております。

その前に、一応通告書を出していますので、その分を読まさせていただきますと、特に審査の意見もありますけれども、宅老所に入る前の、要するに要支援の方々の中間的な施設ということで聞いております。そういったことがありながら、非常に、1カ月当たり12名の利用者を定員として掲げていて、実態としては少し伸びていますけれども、3年前のときは5人でした。5人平均でした。今回6人ということでもありますけれども、ふえてはおりますけれども、まだまだそういった面じゃ経営努力が足りないんじゃないかということも思っております。ある面じゃ、このままでしたら本当にあれだけのすごい立派な施設でありながら、非常にもてあましていくというかな、使い切れていないんじゃないかなと思っております。特に今から高齢化の中で、要支援の方々をしっかりと受けとめながらしていくというのは、特に市長がいつも言われます、長生きで健康でということの役割をこの施設が果たしているんじゃないかと思っておりますけれども、こういった利用で果たしてそうかなというのがあります。

当然、指定管理ですから、総事業費の937万円のうちの800万円近くを委託料で賄っておるわけですね。相当数が市税でいっておりますので、この一つの甘えの構造と申しましょうか、経営努力が3年間の中で感じられないと思っております。そのことを1点目に質問をいたします。

○議長（田口好秋君）

ちょっと待って。山下議員、先ほども言ったように一般質問じゃありませんので、そこら辺は注意しながら、簡潔にお願いします。

福祉課長。

○福祉課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成24年度の決算書につきましては、私も後だつて見たところ、内

容的、先ほど指摘されたとおり、収入と支出の差額の内容がわからないとか、不備があったと感じております。ただ、その後、改善の指導をしたということで、25年度につきましては通常の報告書になっているものとは理解しているところです。

あと、利用につきましては、定員が一応面積上は12名ということですが、適正な利用人数としては10名程度が1日の適正な利用人数ということで理解しているわけですが、利用人数だけを見ますと、平成23年度の5.8人、24年度6.2人、25年度7.6人と毎年利用人数はふえている状況で、今年度につきましても、25年度よりさらに利用人数は上回るというようなことで現在報告を受けているところです。

ほとんどが市の委託金で賄われているという御質問ですが、これにつきましても、利用料金、一応700円頂戴しているわけですが、その分の700円というのは昼食代としていただいているわけですので、それが例えば定員の10名、12名になりましても、そこで余剰金が出るという状況は発生しないというか、結果的には市からの委託料で運営をしていただくというのが実態だと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

今、議長から注意、指導をいただきましたけれども、もちろん指定管理を認定するかどうかということでもありますけれども、そのための1つの材料を確認していただいて、内容の確認をしているということでもあります。

今、課長からの答弁の、24年度はそうであったけれども、その後、注意、指導しながら改善しているということと、あと、利用人数についても少しであるけれども伸びているということでお聞きをいたしました。

それでは、今後もぜひそういった点で指定管理のチェック、指導をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで議案第88号の質疑を終わります。

次に、議案第89号 指定管理者の指定について（嬉野市志田焼の里博物館）の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

一般質問にならないように注意しながら、質問をしたいと思います。

まず、今回、この志田焼の里博物館が、指定管理者として志田焼の里振興会に指定をするということですが、通告書で出しておりますけれども、まず、指定管理者の条例を

見ると、募集期間とかについては、はっきり定めていないんですよね。いつからいつまでと、何カ月間とか、そういう中で1カ月間程度の募集期間をとってられるわけですが、そのあの中に、要するにほかに何もなかったと、ここだけしかなかったと、問い合わせ自体もなかったということで、果たしてそこを指定管理者にする上でどうだったのかなという気がするわけですよ。もう少しPRなりなんなり、そういった方法があつて、せめて二、三社程度の応募があつてよかったんじゃないかなというふうに思います。そういう中で、この応募の事前問い合わせはどうだったのか、受け付け期間が1カ月間というのは妥当な線なのか。

もう1つが、要するに市外へはホームページだけということなんですよ。これを、そういったふうな関係する会社みたいなどころへ事前にやってみませんかみたいなことをやられたのかどうか、まずそこをお尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、約1カ月の募集でございましたけれども、事前に問い合わせ等はあつておりません。例えば、うちのほうが今、班の回覧とホームページで募集をかけたんですけれども、議員がおっしゃる外の企業に対して、業者に対して働きかけをしたかということはやっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

私も、秋のお祭りのときにお伺いをさせていただきました。焼肉も食べさせていただきましたし、窯の中も見学をさせていただきました。非常にいい施設だというふうに思うんですよ。そういう中において、市長は、今後の嬉野市はいわゆるこういう施設を使いながら、いかに交流人口をふやしていくかということを目標に掲げて嬉野市でやっているという中において、やっぱり入館者が逡減していると。これをじゃどういうふうにしていくかということで、若者が足を運ぶような施設にしていきたいとか、あるわけですよ。なかなかそこら辺の努力が見えないというか、こういうことを言ったらあれですけど、あの施設の割には、そこら辺が非常に足りないんじゃないかと。そういう中で、志田焼の里振興会が手を挙げられてやられたんですけど、果たして——私はこの点数というのに非常に疑問があるんですよ。そこら辺で、このまとめのところにあるんですが、基準点が、委員全員の平均点が78点となりというふうにあるわけですが、そこら辺の、ある程度ここなら仕方ないだろうというふうに決められたのか、そこら辺の経緯について若干お話ししていただければなど、御説明いた

だければと思いますけれども。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

お答えいたします。

まず、振興会の事業計画の中にも、例えば、久間の三地区が連携を組んで、要するに文化遺産としての、文化財の保護的な、こうするという理念と、あと、地域の振興を図るという理念をお持ちの会ですので、そのこと自体はうちも理解をしながら、あと、博物館の希少価値とか、あと、メディアを活用したPRとかがちょっと若干不足されている部分もあるのかなど、実際私も感じましたので、今後、もし指定管理者が議決された上で協議をしながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

最後ですので、あれですけど、志田焼の里博物館条例というのがありますよね。で、この中に「嬉野市の地域産業、観光及び文化の振興を図るため嬉野市志田焼の里博物館を設置する」というふうにあるわけですね。要するに、地域の産業、観光及び文化の振興ですよ。で、そういう中で業務としては「志田焼に関する調査研究及び普及に関すること、博物館の施設設備等の維持管理に関すること」、で、前2号に掲げるもののほか第1条に定める目的を達成するために必要な業務、これを全て指定管理者に行っていただくわけですよ。で、やはり、確かに今おっしゃられるのは1番と2番なんです。要するに、「関する調査研究、施設設備等の維持管理」ぐらいにしか、今のところ、はっきり申し上げて見えてこないわけですよ。あそこの、あれだけの施設をいかに利用しながら、いわゆる情報発信をし、嬉野への観光という面で、ここで「観光及び文化の振興」と書いてあるわけですよ、志田焼の里をなぜ置くかと。この観光というものをつなげていくための、やはりそのために市役所の職員じゃできない民間の、それを使ったのが指定管理者だというふうに私は認識をするんですよ。

そういう中で、最後に市長にお尋ねをしたいんですが、隣の町の話をしたらちょっとあれですけども、いわゆる図書館をああいう企業に指定管理者をしてというふうなやり方を隣のまちはやられております。これ、考え方として、ただ単にこういう施設を公募して、あるいは市内に回覧をして、ホームページで紹介してということで公募をするやり方と、ここを使ってあの会社にこういうふうにやらせれば、もっと嬉野の観光客がふえるだろうなというふうなことで、やはり市役所、自治体みずからがああいうところにやらせてというふうな志田焼の里に持っていこうというふうな、ある意味そういうふうな構想、計画があってもい

いんじゃないかと思うんですよ。ただ単に待っているだけで、こういう施設がありますから来ませんかぐらいじゃなくて、ここを使って、あなたのそのノウハウでこういうことをやりませんかというふうな考え方があってもいいと思うんですよ。

その点について、今後のですね、いろんな施設が嬉野にあります。そういう中で、そういう考え方というのを、私は持たれてもいいというふうに思うんですが、市長いかがですか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

指定管理の制度自体は、今、御発言のようなことを含んでおりますので、いろんな施設については検討できるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう、田中議員のほうがすばらしい質問をされましたので、私の言うところはありませんけれども、要するに指定管理者というのは、官でできない分を民で生かしてもらおう。そして、考え方等もそこで十二分に活用しながらやっていくということが、そもそもの指定管理者の使命なんですね。

で、1つ私、田中議員もいろいろ言われましたけれども、一番気になる部分は、ちょうど審査経緯の真ん中辺にありますけれども、魅力の向上については振興会ではなく市全体で検討していくものだというヒアリングのアンサーがある、こういうふうな答えが出てくると、じゃ何のために民に移行しているのかという、そのことが疑われるんですね。だから、このヒアリングの答えについて、審査員になられた方々、どのようにお考えだったのか、それだけをお答えを、もう1回だけでいいですから、副市長でも、その選定委員になった方もいいですから、このことについてどう考えになったのかというだけをお答えいただきたい。

○議長（田口好秋君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

お答えいたします。

その前段に、まず、非常に歴史的な文化遺産であるので、新たな改良はなかなか望めないという判断を私たちはしました。そういう形で、指定管理を受けた方がいろんなことをやりたくても、なかなかその施設の改造を、現代風にしてレストランをつくったりなんかするのができればそういうことができますけれども、基本的にそれが許されないだろうという判断

を審査員としては持っております。そういう形で、このような意見は言われましたけれども、それはもし施設が許せばそういう形でやりたいということもあるんですけども、先ほども申し上げましたように、地域を盛り上げていこうという形の非常にすばらしいこの振興会で、ここでされている分について、このやり方については非常に審査としても厳粛に受けとめて、すばらしいやり方をされているなということで、これ以上、別に何を望むかということが非常に、この歴史的な建物を文化遺産として改良できないんじゃないかなという判断をちょっと持っていたものですから、この意見についてはそういうことを言われてもやむを得ないかなということで判断をして、これを選定したわけでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それじゃ指定管理ということについて、何のために指定管理するのかということだけをお聞きして、終わりたいと思います。

○議長（田口好秋君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

確かに普通の、ちょっと長くなりますけど、絞るというような形であれば、どのような活用も観光……（「そうじゃなくて、指定管理を何でしたのかということだけをお答えいただければいいです」と呼ぶ者あり）だから、この歴史的な文化遺産を地域で守っていくという形のそういう振興会が出てくれば、市でやるよりか一層活用ができるだろうということだと思います。この施設についてはですね、特別な施設だということで私たちは認識をしております。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案第90号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）についての質疑を行います。

8ページから20ページまでの歳入について質疑を行います。

まず、15ページ、17款、寄附金、1項、寄附金、2目、総務費寄附金について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

それじゃ、ふるさと応援寄附金について質問をいたします。

25年度決算が、この分につきましては195万5,000円、今年度3,550万円が計上されておるわけですけども、大幅に大きく伸びています要因を先にお尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

外部契約、外部委託を取り入れたことによる増でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

外部委託をしたことによって大幅に伸びましたということであります。

この分につきましては、ソフトバンクが運営しています「さとふる」のインターネットではないかと思っていますけれども、この分につきましては、総件数のうちの、全体で、「さとふる」だけではないんですけれどもこの寄附金の全体の件数と、このインターネットの分が何件、何割と申しましょうか、示していただきたいと思っています。

と同時に、1件当たりの金額、それと大幅に伸びていますから、対応といたしまして応募者に対して対応が出来るのか、至っていないとかということがないのか、確認をいたします。

それともう1つ、通告書に出しておりますけれども、このうち嬉野市出身者が何件あるのか、確認をいたします。

以上です。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

総件数503件中、インターネットの件数、外部委託の分が365件でございます。

それと、1件当たりは約2万3,000円でございます。

それと、3番目の御質問で、対応のおくれ等不備がないかということですが、オンライン申し込みにつきましては、寄附の受け付けからお礼品の配送までシステムに管理しております。そのために、市に直接申し込みされた場合と比較いたしましても早く対応ができています。それと、寄附者専用のコールセンターを設置しております。その関係で、申し込みのお尋ね、お礼品についての配送トラブル、こういう対応についてもコールセンターで一括して受け付けることになっており、現在のところ不備等はございません。

それから、最後の御質問の嬉野出身者なんですけれども、オンライン、インターネットでの申し込み者につきましては嬉野市出身が6名、それから、市への受け付け分が18名でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

それじゃ、相当数が嬉野出身者が6名等々ありましたんですけれども、ほとんどが一般に全国からこの特典に、特にこういった大きなソフトバンクの仕組み、システムを利用して応募をなさったということが大きく伸びております。

対応についても、ほとんど不備はないと、確実に対応しているということで、安心をいたしました。

その中で、内訳を見てみますと、佐賀牛が非常に人気でありますので、その分の応募が多いかと思えますけれども、佐賀牛につきましては、もちろん県産ですから嬉野産の佐賀牛とかいうこともわかるんでしょうか。そこら辺はどうでしょうかということと、それともう1つは嬉野出身者ですね、こういった方々の、嬉野を、郷土を思う気持ちの方に対して、応募者に対する何か贈答というかな、ギフトというかな、対応が特別に区別をなさっておられるのか、一緒なのか、お尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

佐賀牛が一番人気商品となっておりますけれども、嬉野のお店の分を送っているということでございます。

それから、もう1つの、特別に嬉野出身者に何かやっているのかということでございますけれども、お礼状を一緒にお送りしております。特別に嬉野市の方と嬉野市外の方の区別はしておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

大体わかりました。それで、このヤフーの分だと思いますけれども、これで年代別、男女別という構成が、比率を含めておわかりになれば、お示しをいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

365件中、一番多いのが40代でございます。

内訳につきましては、後ほど資料をお渡ししたいと思いますですが、それでよろしいでしょうか。（「男女別もね」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

40代ということになりますと、大体、先ほど山下議員からもあっておりましたけれども、佐賀牛の応募が一番多いみたいですがけれども、商品狙いの応募といたしますか、そういう感じと受けとめられるわけなんですけれども、そこら辺のところについて、どう今分析をしておられるのか。

そして、その分析の中で、じゃ、もっとふやすためにはどのような形で取り組んだらいいのかということが、今、この状況を見ながらどのようにお考えになっておられるのかということだけをお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

外部委託、インターネットによる受け付け分につきまして、一番多い理由としては特産品が魅力だからというのが、365件中200件を超しております。

あと、どういう開発を、今から伸ばしていくためにということでございますけれども、例えば嬉野市特産お茶の開発とか、そういうものにも充てていきますとか、嬉野に特化したようなやつを仕向けることで伸ばしていければと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

単純に考えてみますと、寄附額の50%は正味として入る計算になるわけですよ、47%近く、その手数料かれこれ合わせて払うと。ということになりますと、その50%がこちらに自由に使えるお金というふうになってまいりますと、指定を含めてですけれども。となるとやっぱり、普通私たち商売人という売上増というんですか、そこら辺のことに向けて、今後対策を取らねばいかれたらいいんじゃないかなという気がいたしますので、そこら辺だけ、結論だけでいいですから、お答えいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

この制度がいつまで続くかわかりませんが、賞品、特産品のあたりも充実を図り、地域活性化に向けても、なお一層取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで17款1項2目。総務費寄附金についての質疑を終わります。

これで8ページから20ページまでの歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出についての質疑を行います。

初めに、歳出21ページから27ページ、2款。総務費について質疑を行います。

初めに、21ページの1項。総務管理費、2目。文書広報費についての質疑がありますので、発言を許可いたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

文書広報費の中の個人情報保護法制度再構築事業についてお尋ねをいたします。

この内容につきまして質問をいたしていましたが、一応書類をいただきましたので、これをしっかりとまた読ませさせていただきます。

その中で関連ですけれども、これは国の制度でスタートするわけですけれども、今から本当にいろんな費用が発生すると思っております。国が推進する中で、今回、一般財源にしていますけれども、国の補助の適用はないものか、確認をいたします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

この事業に関しての補助はないというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

国からの補助はありませんと。今後ずっと展開していく中でもないものか、再質問をいたします。

と同時に、今現在、住基カードがありますけれども、この分との関連、もしくは住基カードが必然的に消滅する、なくなっていくということなのか、確認をいたします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

この事業は、嬉野市が行う事務事業の個人情報取扱事務について調査をするものでございますので、住基カードとの直接の関連はございません。

で、これが、再整備というふうになっておりますのが、実は21年度に個人情報の保護条例を改正したときに、一度、取扱事務については調査をしております。で、その後の増減とか、そういう分について整備を図る部分と、それからウェブシステムの登録というものを考えておりますので、その費用に当たるものでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、1項、総務管理費、5目、財産管理費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

5目の財産管理費、13節の委託料の中で、機構改革に伴う移転業務で400万円の補正予算が計上されていますけれども、これの委託先と委託内容をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えいたします。

機構改革に伴う移転業務400万円の予定内訳でございますけれども、現状調査並びに調査図面の作成、仮レイアウト、基本レイアウト、移動案の提案、それと実施図面の作成、什器備品リストの作成、あと事務所の移転工事の管理等が合わせて60万円程度、それと収納庫、カウンター、パーティション等の移設費が約50万円、それと事務所移転に伴う実際その作業に当たる経費が、4階のほうの書庫にダンボールに詰めた書類がたくさんございますけれども、そういった移動まで含めて、それが約230万円程度、それとあと庁舎館内のサインの変更等に約40万円程度で、総額を412万円程度と見込んでおりまして、400万円程度で何とかしようという事業内容となっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

いいですか。財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

申しわけございません。委託先についてのお尋ねがございましたけれども、この議案が通ればそこで事務手続として始まりますので、現在のところまだどこへということではございません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、21ページから22ページまでの1款、総務管理費、6目企画費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

ふるさと応援寄附金であります。先ほどの歳入とかぶる分がありますんですけども、一応歳出についてということで確認をいたします。

まず、報償金と積立金の関連ですけれども、先ほどの歳入と重なるんでしょうけれども、報償金についての謝礼品と委託料のお礼代、謝礼、報償とありますけれども、どう違うのか確認します。

それとまた、委託料が47%という設定をされておりますけれども、国からの制度でありますけれども、このパーセントの設定というのは一つの基準が、目安があるのかの確認ですね。

それともう1つは、積立金のうちの市の受け付け分ということで50万円がありますけれども、この50万円というのはどういうものなのか、また、どう使っていくのか確認をします。

以上です。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

このふるさと応援寄附金につきましては、2通り方法がございます。1つは、市の直接受け付け分と、それから、インターネットによる受け付け分でございます。市へ直接申し込みがあった場合は、お礼品を市から直接購入していると。オンライン、インターネットによる申し込み分につきましては、お礼品の手配から配送までを業者委託をしているということで、委託料として計上をしている分でございます。

それから、委託料の47%の基準ということでございましたけれども、これにつきましては、国での基準というものはございません。これは説明書の中で47%と書いている分は、代行手数料は12%、それから、あとは目安として、お礼品の代金が約3割程度をお礼品として出していますので30%として、お礼品の配送料、これも実費です。これが目安として今までの実績からして5%ということで、合わせて47%としておりますけれども、実際の手数料の先ほど言いました12%が数字でございまして、あとの2つの分については、品物代とお礼品の配送料につきましては実費でございますので、目安として考えていただければと思います。

それと、積立金の市受け付け分50万円をどう使うのかということでございますけれども、ふるさと応援寄附金につきましては、6つの事業を寄附された方に希望を出してもらっています。この6つの事業だけ読み上げたいと思います。

1番目が歴史、文化、伝統を活かしたふるさとづくりに関する事業、それから、2つ目が、市民によるまちづくりに関する事業、3つ目が、自然・環境の保全に関する事業、4つ目が、次世代育成に関する事業、5つ目が、観光・交流の活性化に関する事業、6つ目が、その他のまちづくりに関する事業。これは市受け付け分、インターネットによる受け付け分全然区別ございませんで、全てこの事業に充てているものでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

3回目ですけれども、目的を決めているということで、それぞれお聞きしました。これは、ふるさと納税に寄附をいただいた方にしっかりと使い道まで含めて提示をなさって、こういった形で使いましたよということまでなっておられるんですね。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えいたします。

申し込みをされた方が、この6つの事業から選んでくださいということで、これに充ててくださいということで、市としては、事業をこの分に使いましょうということで財政課と一緒に協議をして入れ込んでおりますけれども、ただ、これに使いましたよというもので寄附者の方にそれぞれお答えはしておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

全部ふるさと応援寄附金まとめてお尋ねをいたします。

先ほど課長はいつまで続くかわかりませんというふうな答弁をされておりましたけれども、官房長官は、これを今から大いに盛り上げていこうということで談話をされております。ですから、恐らくどんどんこれに向けて国のほうは取り組んでいくというふうには思っております。

そういう中において、先ほどの分とリンクいたしますけれども、30%の謝礼については、先ほど課長も答弁されておりましたけれども、各市町村によってそれぞれ枠というものは違うわけですね。ですから、ここで例えば、先ほど申しましたけれども、6割の分については市の使えるお金になってくるわけですので、例えば、30%枠を少し撤廃して、例えば、40%とか50%とかいう形までお考えになられることがあるのかということがまず第1点。

そしてもう1つは、目的の分で、その他のまちづくり、このところが非常にわかりにくい、ファジーというか。だから、これは例えばされる場合に、私もその中身まで見ておりませんのでよくわかりませんが、今、丸をつけさせるというふうな答弁がされておりました。その他のまちづくりということになってまいりますと、寄附者の方もどう使われるかわからない。ですから、例えば、丸をつけるのと別に、その他のまちづくりということになってくると、そこら辺のあなたの御希望するまちづくりというんですか、そういうものもしていただくような形にされたほうがいいんじゃないかなという気はいたしますけれども、いかがですか。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

1点目の件ですけれども、ふるさと納税寄附金につきましては、もともとの趣旨、これをはき違えるわけにはいきませんので、地域間競争が既に始まっておりますけれども、お礼品、カタログとか、それを充実させて伸ばしているところもありますけれども、もともとの趣旨から逸脱させないような形でうちはやりたいということで、当分の間はこれを上げるつもりはございません。

それと、2つ目の分ですけれども、確かにその他のまちづくりということだと、寄附をされた方に非常に不明がされるといいますか、せっかく自分が寄附をしたのはどういうふうに使われるのか、非常にそういうこともありますので、この分につきましては、至急内容を括弧書きしてでも、どういうものに使ってくださいということで書き直したいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

2番目についてはわかりました。

今もう既に当初の目的からかなり逸脱した形であっているんですね、今のふるさと応援寄附金というのは。だから、そこを余りかたくなに私は考えなくてもいいんじゃないかなという気はするんですけれども。国のほうもそういう考えだというふうに思いますけれども。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

最近、テレビ等でもふるさと応援寄附金については何回か報道もあっております。ただ、私個人としては、お礼の品を充実させて、どんどん自主財源に持っていくという考え方には非常に疑問を感じております。当分の間は、この30%あたりで様子を見させていただければと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

売り言葉に買い言葉なんですけれども、菅さんの談話、一遍そのコピーをお渡ししたいと思っておりますけれども、課長が言われることは、もう少し違ってきている部分があるんですよね、以前と比べると。だから、そういう面で、課長の考えだけで、あなたのかたくなな考えだけでそういうことで持っていったいいのかというふうには思うわけなんですけれども、いかがですか。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。（「もっと柔軟に対応しなさいよ」と呼ぶ者あり）

○企画政策課長（池田幸一君）

私個人の意見としてということできっき前置きしましたけれども、ただ、ある程度報道とか国の動き等あたりを見ると、今、寄附について税のほうで控除をするということで、この上限の撤廃がございますけれども、そういうこともあって、国のほうもこの分については拡大を考えているというのは重々承知しておりますけれども、当初から言っておりますように、本来の目的ですね、この分は十分はき違えないようにやっていきたいと思っております。

以上です。（「すいません、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

4回目になりますけれども、市長はそのことについてどうお考えですか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今、いろんな自治体の動きは承知しておりますし、私どもも、取り組みとしては適切にやってきているというふうに思っております。ただ、全体的ないわゆる制度の枠が広がっていつているということは動きとしてあるようでございますので、そこらも十分勉強をしたいと思いますと思っております。

ただ、やっぱりお互いの上乗せ、上乗せということになりますと、じゃ、それぞれの自治体にほかの面で財政的なぶれが来るということがないようにしなくちゃならんというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

ほかの説明はいいですか。（「いや、ふるさと応援寄附金は応援寄附金ですから」と呼ぶ者あり）どうぞ。山口要議員。

○17番（山口 要君）

それでは次に、人口減少に立ち向かう自治体連合についてお尋ねをいたします。

これは企画費全般について、そのことについて絞ってお尋ねしますが、人口減少に立ち向かう自治体連合は172自治体で構成されていると。これをお知りになったきっかけを、まずお示しをいただきたいということと、ここにおいては、会長だけは私も知り得ているんですけども、名張市の亀井市長ということで。あとの役員構成等がどうなっているのかということがおわかりであれば。そして、県内においてどれぐらいの自治体がこれに参加しているのか。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

人口減少に立ち向かう自治体連合を立ち上げるということで、通知が東京のほうから送ってきたことにより知り得ました。

それから、役員につきましては、今手元にございませんで、後ほど役員名簿を提出させていただきます。

それから、県内自治体につきましては、嬉野市のみが加入をしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう1つ次に行きます。

この中で、セミナー参加費として18万円計上がされております。このセミナー参加の何人、何回行かれる予定になっているのか、18万円の枠内で。そのことをお示しいただきたいということと、これについては、行くのは企画政策課のみなのか、あるいは全職員対象にしたセミナーなのかということ。そして、今月20日に第1回のセミナーが開催されるようになっております。そのことを御承知おきかどうかということと、もう1つは、来年度については指

南役のアドバイザーをリストアップして、来年以降、各自治体に派遣をするというふうなことも記されております。そこら辺のことについてどう取り組んでいかれるお考えなのか。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

何回何人ということでございますけれども、今年度につきましては、あと2回、1月と3月に開催予定で、うちの企画政策課職員3名を今のところ予定しております。先ほど今月に開催予定とおっしゃられましたけれども、私の知るところでは11月に第1回目があったかと記憶をしております。

それから、国からの派遣制度もこの中でやりますということにつきましては、人口減少に立ち向かう総会のときに資料の中にそういうことが書いてありましたので、この分についても活用できるのか検討をして、活用できる分は活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

ぜひアドバイザーについては活用する方向で検討しておいてください。

それともう1つ、今月20日にある分については、それは首長のセミナーです。それはきっちり出ておりますので。

これについては、私は総合戦略、ひと・まち・しごと創生法案の派遣よりか、よりいいアドバイザーが探し出せるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうことも含めて検討していただきたいということと、もう1つ、今後のセミナーについては、それぞれ企画政策課だけじゃなくして、例えば、総合戦略会議は全課合わせて構成されているように、あとの課においても、そういう職員を派遣するような形、セミナーによって企画政策課じゃなくして、あるいは福祉、教育というふうなところで派遣というものをお考えになっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。答弁はいいです。

○議長（田口好秋君）

これで歳出21ページから27ページまで、総務費についての質疑を終わります。

次に、歳出28ページから31ページまでの第3款民生費について質疑を行います。

初めに、30ページの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

もう簡単に、この補助金の減額の理由。一般財源の持ち出しの理由ということを書いてお

りますが、これについて説明をお願いします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

処遇改善事業につきましては、当初の補助金申請につきましては、昨年度の実績を参考に概算で申請をしていたわけですが、この補助金については、4月及び10月の入所の児童数によって金額が決まるということで、10月の入所児童数が判明しましたので補助金の額が確定したということで、今回10園、合わせて110万1,000円の減額補正をお願いするものです。

それと、一般財源からの持ち出しにつきましては、この事業につきましては、事務費として150万円の事務費補助があるわけですが、当初はこの事業の事務補助ということで、臨時職員の賃金と共済費を充当するように計画をして申請までしていたわけですが、この事務の絶対量が少ないということで、当市においてもほかの事務をあわせて行っていたという現実があるわけですが、他県において、会計検査員からの指摘で補助金返還があったというような情報もありまして、当然、何年か後には会計検査員の受検事業にもなり得ますので、今回、万全を期して、その分を対象経費から取り除いて一般財源から136万3,000円充当させていただいているということです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで歳出28ページから31ページまで、民生費の質疑を終わります。

次に、歳出32ページから34ページの第4款、衛生費について質疑を行います。

32ページ、1項、保健衛生費、2目、健康増進費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

健康増進費のがん検診事業についてお伺いいたします。

子宮がんにつきましては、検診方法が今年度から委託の医療機関に変わったと、間違っているかわかりませんが思っております。そのことで、いつも懸案になっています受診率が向上したのか、まだ中途でありはしますけれども、途中でも結構ですのでお示しをいただきたいと思っています。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（染川健志君）

お答えいたします。

子宮がん検診につきましては、以前は集団検診のみを実施いたしました。そういう中で、受診率が非常に伸び悩んでいるということで、女性が受診しやすい環境づくりということで、今年度より集団検診もいたしますけれども、個別の医療機関での検診も実施をするという方式に変えております。

受診者については、まだ全体の実績は出ておりませんが、大体がん検診事業については集団検診で908名、それから、医療機関で個別に検診をされる方が98名、合計いたしまして1,006人となっております。

がん検診については、隔年おき、2年に一度検診を実施いたしておりますので、24年度の受診者が942名でございますので、それと比較すると大体63名ほどふえているということで、若干今まで受診率の減少傾向がありましたけれども、それが何とか持ち直したのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

トータルではまだですけども、直近の分を入れまして24年度からして伸びているということの報告をお聞きしました。

その中で、いろんな課題、問題ありながらも、例えば、医療機関自身の問題、課題等々はございませんか。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（染川健志君）

医療機関については、がん検診等については御協力をいただける分は御協力をいただいておりますので、それについては問題ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで歳出32ページから34ページ、衛生費の質疑を終わります。

次に、歳出35ページから36ページまでの第6款、農林水産業費について質疑を行います。

初めに、35ページの1項、農業費、1目、農業委員会費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

こちらの委託料の農地情報管理システム改修業務ということの業務の内容を御質問させていただきます。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（堤 一男君）

お答えいたします。

農地台帳につきまして、平成26年4月に施行されました改正農地法により、平成27年4月から農業委員会が1筆ごとに農地に関する事項を記録した農地台帳及び地図をインターネットにより公表をなささいということで、今回、委託料を計上いたしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、これは市単独で委託されるわけですかね。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（堤 一男君）

今、嬉野市自体も農業委員会、所有はいたしております。全国的に1割程度が紙ベースであるそうですが、国と申しますか、インターネットに載せる分には全国農業会議所と委託契約をいたしますけど、嬉野市分についてのみ行っていくということでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

ここは、ちょっと今、わかったようなわからないようなあれがあったんですけれども、嬉野市独自の分で、ソフト会社を使ってこれを行うということで理解をしいんですかね。例えば、今、NTTデータなんかがこのシステムについてかなり開発が進んで、あちこちの受注を受けているようなんですけれども、そういう形になっていくんですかね。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（堤 一男君）

地図データ、それから、住基の基本データ等は、税務課のデータと突合をさせていただいて、それをもとに農地台帳を作成すると。基本的には、税情報の農地関係の分を抜くこととなりますけど、その中で、例えば、農地情報にしたら、例えば、使用权は使用貸借とか賃貸借とかありますけど、そういうふうなものもあわせて農業委員会が作成したものを、嬉野市が見積もりました業者に委託をして作成していくということでございます。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、1項．農業費、4目．茶業振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

13節．委託料で、うれしの茶交流館建設費用でお尋ねします。

説明書は17ページですけれども、こちらであります実施設計に1,000万円、基本設計に500万円ということが補正で上がっております。これの内容と、あと、そこには手前に嬉茶楽館がありますけれども、それとの関連性をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（堤 一男君）

お答えをいたします。

交流館の事業計画の目的等につきましては、主要な施策の17ページに掲載をいたしております。その中で、目的は例えばお茶の資料の収集、保存、展示、体験を通じての観光客、生産者、市民の交流、嬉野茶の消費拡大と販売促進、学びの場としての文化、茶育、情報発信等を考えております。そのようなことから、施設といたしまして、例えば、お茶を学ぶ展示シアター、それから、お茶と遊ぶ体験室、茶園、お茶を食する喫茶等を検討させていただいております。このことから、このことを実現するために基本設計、実施設計を策定するものでございますけれども、基本設計は建物の概要を決めていくこと、そして、実施設計とは、実際の見積もりや工事で使う図面を作成するということで作成していきますけれども、この1,000万円と500万円をどう区別するかにつきましては、今から一緒になったものを業者さんに説明申しまして、それにつきまして、社会資本整備の補助金も使いますもので、そのあたりを区別をしていきたいということで考えております。

嬉茶楽館は、せんだって増田議員のほうも質問をされていらっしゃるようですが、隣接地に、東隣といいますか、西隣のほうに茶業研修施設、生産者の施設であるということで私ども申し上げておりましたけれども、お互い生産面、観光面で連携をとっていくということで、互いの相乗効果が出ていくということで期待をいたしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

そちらの用地の図面をいただきましたけれども、嬉茶楽館の裏に用地が予定されていまして、本当に入り口がちょっと狭いかなというのがありまして、あと、嬉茶楽館が研修施設と

ということで、逆ならまだしも、交流会館としては役を成すのかなと思うんですけれども、やっぱり研修施設の裏が交流館ということで、本当に人口交流とかいつも市長、言われていますけど、そういうのに集客につながるかなというのが懸念される場所なんですけれども、それと、嬉茶楽館で、先ほど交流館では、いろいろ展示スペース、喫茶スペースとか、あと、お茶の入れ方経験と言われましたけれども、今も嬉茶楽館で自主事業として行われているということなんですけれども、じゃ、もう嬉茶楽館ではその自主事業をやめて交流館でされるということなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（堤 一男君）

せんだってお示ししました地図に関しては、ちょうど川の横と申しますか、一番北側のほうに幅が大体12メートル程度は入り口としては活用できると思います。

それから、ちょっと課題にはなりますけれども、今、JAとも土地の交渉をいたしております。お互い前向きに検討はさせていただいているところなんですけれども、その横の約20メートルから30メートルありますけれども、そこも通っていいよという言葉はいただいております。何分広さ自体、農協の分を除きましてお示しをした分でも9,000平米、約9反の広さがありますので、十分大型バスの乗り入れができるものという理解をしております。そうした意味で、交流館が完成した暁には、嬉茶楽館と一体となった動きがとっていけると思っております。

なおかつ、嬉茶楽館で今、実施しております自主事業もやめるのかということでもありますけれども、それは今、指定管理を受けていただいておりますJAとも協議をいたしまして、お互い茶業、生産者の方の生の声とか、地域の方のさまざまな集う場という形で行いますから、それはそれで行っていきながら協議を行い、検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今から大きな交流館とか建てていただくには、やっぱり外から——市外からとか県外から来ていただく方のためにも、本当に充実した建物とか、そういう来ていただく方が本当にこの施設は素晴らしいと思っただけのふうな施設を建設していただきたいと思っておりますけれども、今回の交流館に関しては、用地的に本当に隠れたところに、嬉茶楽館の裏になるし、ちょっと建設的にも無理なところがあるんじゃないかなと私個人は思っていて、新しく建設されるんだったら目立つところというふうに思っただけなんですけれども、交流人口の増進等、それに関して今後、本当にその建物を活用できるかということについて、部長の見解

を示してください。

○議長（田口好秋君）

産業振興部長。

○産業振興部長（山口健一郎君）

お答えします。

確かに今回、交流館をつくるに当たって、いろんな計画を立てております。といたしますのが、JAの冷凍倉庫ございますけれども、そこは今、課長申しましたとおり交渉中でございますけれども、将来的には物産、嬉野の特産品とかお茶を利用した食事ができるとか、そういうところまで考えておりますので、交渉がうまくいけば、JAと一緒に物産館等も運営できるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

まず1問目は、農協倉庫、築何年ですか。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（堤 一男君）

地権者の方と土地の協議を行いました折に、私ども具体的には築何十何年という形は聞き及んでおりませんが、50年程度はなるということをおっしゃっておられました。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それで、結局こういう予算を出すときに、この資料でも計画地継続交渉中という状況の中で、この全体を考えたときに、ここの倉庫というものが一番キーポイントになってくるんですよね。そのキーポイントになる建物がこういう計画地継続交渉中ということの中で、こういう予算案を出していいのかなという気がしてならないわけなんです。やっぱりこれはある程度承諾を得ておられるかどうかはわかりませんが、そういうこれが解体されるかどうかわからない状況の中でここの建物を判断するのは、非常に無理が生じてくるんですよ。

もう1つは、先ほど課長が言われた中で、基本設計500万円、実施設計業務1,000万円ということ、これが2つをどう使い分けるかわからないという、言葉尻をとって非常に申しわけないんですけども、そういうことも非常におかしいですし、とりあえずは基本設計で出して、その次の段階で実施設計業務として持ってくるのが筋じゃないかなと、予算計上

の仕方として。という気がしてならないんですよ。たまたまこれが合併特例債等々の絡みがあるというふうには認識はしているんですけども、そこら辺のところについて、どうお考えなのか。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（堤 一男君）

確かに議員おっしゃるとおり、農協については、先ほどの増田議員のおっしゃるとおり、ちょうど嬉茶楽館の真横のところにありますけど、私も実際、異動をしましてあそこを見させていただきました。それで、今、9,000平米のところも、高さが大体3段ぐらいになっております。高低差3メートルぐらいあります。一番高い3メートルのところは、例えば、茶園とかいろんな構想も今からできてこようかと思っております。

それと、私もこの担当をさせていただいて、先ほど部長が申しましたとおり、交流館の先、将来につきましては、今は交流館の段階でしょうけれども、例えば、農産物の直売所とかレストランの機能を持った施設等をつくった場合、例えば、地域の活性化を含めた地域内外の人の集うような交流の場になったり、地域の人たちの新たな雇用とか企業を起こしていただく役割も果たしていけるのかなど。そうした折には、仮に農協が実施設計、基本設計を認めていただいて将来なつたときには、例えば、ここまでこの施設、嬉茶楽館を含めてのこの地域が活性化していったら譲ってもいいよというような施設にぜひ私もつくっていききたいなど、そういう思いも込めておりますし、今回できる分につきましてはぜひ進めさせていただきたいと思って今回、お願いをいたしております。

ちょっと回答にはなりませんかもしれませんが、以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

この施設をつくること自体について、私はいろいろ言うすべはありません。ただ、せっかくこのような施設をつくる場合には、この施設を大いに生かすような形で作り上げていかなければならないというふうに思っているわけですよ。そのためには、言葉として非常に悪いんですけども、この建物はネックなんですね、前から見たときにも。仮にそこで横の道路を使っていいよという問題じゃないんですよ。だから、こういうふうに議決をする時点においては、そこら辺のところをきっちり、こういうふうになりますよということを聞いた上で私は判断したいんですよ。仮にしも、これが交渉継続中であって、将来的にもう向こうが価格が折り合わないから売れませんよということになったときには、現存として残っていくわけですよ。そうした場合、嬉茶楽館の後ろに建物があって農協倉庫の邪魔になって、あの上岩屋に行く道からはほとんど見えないような状況になってくるんですよ、向こうの国

道筋からは見えるんですけども。そうしたせつかくのいい施設が、もう興味半減というか、そのような事態にならないかなという私は危惧をするから、このようなことを申し上げているんですよ。最後になりますので、これ以上言いたくはありませんので、市長、お答えをいただきたいと思います。

そしてもう1つは、そこら辺、絶対確約をとるということを含めてお答えをいただきたい。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の施設につきましては、長年協議をしていただいて、あの場所が最適だということで結論をいただいて今まで検討をしてきたわけございまして、その点で、周辺の方は御了解をいただいているということで、今回、議案としてお願いをしたところでございます。

残念ながら、農協については建物自体を取り壊すということについてはまだ最終結論は至っておりません。しかしながら、私どもとしては、これまでの経過等も十分説明をしておりますので、将来的には御理解いただくというふうに考えておるところでございます。今のところは、そこまでしか御答弁できません。

以上でございます。（「すみません、あと1回だけ、もう答え要りませんのでいいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

わかりました。それで、今、市長が言われた確約ということでは、とりあえず今のところのお答えだと思いますので、それで納得をしたいと思います。

そこがトップの役割なんですよ、JAの担当者のトップと。そこを市長が出ていってきっちり決めてくる、そのことが一番大事だと思うんです。それで、もう1つは先ほど答弁にあった、JAもそこら辺の施設を生かしたいというふうなことになるのと、お互いがチームプレーをとってやっていく、そのためには、この建物が非常にネックになってくる。そのことを十二分にJAにも説明をし、そして今後、絶対このことが建物としてのネックにならないような形でしていただけることをきつく要望をしておきます。

終わります。

○議長（田口好秋君）

これで歳出35ページから36ページ、農林水産業費の質疑を終わります。

次に、歳出37ページ、第7款、商工費について質疑を行います。

1項、商工費、5目、観光施設費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可い

たします。初めに、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

15節. 工事請負費でお尋ねします。

がんばる地域交付金事業（嬉野温泉街展望所設置）、700万円の補正予算が上がっております。こちらは9月に補正予算で2,201万円補正が上がっていたんですけども、この内容的には、どうしてこの時期に補正予算として計上されたのかお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるように、9月に工事請負費等を補正予算で議決を受けた後、10月に土地の購入の交渉をしていましたけれども、内諾を受けまして事業を進めておりましたけれども、その後、敷地の裏を水路が流れておりまして、その水路の高さが2メートル弱あります。そこが観光客とか市民の皆さんが転落する危険性があるということで、安全対策工事のために予算を追加いたしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、そのことは以前には、9月の段階とかではわかっていらっしゃらなかったということでしょうかというお尋ねと、あと、例えば今後そういうことがあれば、住民の方からの要望等あれば、また補正をかけるということですかね。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

お答えいたします。

まず、事業を予算が通りまして、先ほど御説明いたしましたように土地が購入できるということで、その設計なりを進めていく中で、要するに、実際現場を見たところ、水路の上にコンクリが張ってあるんですけども、それも出っ張ってコンクリがあったりとか、非常にそういうところが、事前にもっと点検しておかなければいけなかったわけですけども、そういう出っ張りのコンクリートが危険だとか、あと、柵ももうぼろぼろになっているとかいうのが判明したもので、急遽今回、交付金を利用した形での事業を進めていきたいということでした。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ここだけには限らず、今からそういう計画を立てられるときには、余りにも常に事業の計画が早過ぎるんじゃないかなというのが、やっぱりきちんと調査をしていただいていたら、9月の時点でもわかっていたんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

議員がおっしゃるように、そのあたりをもっと事前に調査した上で、今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

産業振興部長。

○産業振興部長（山口健一郎君）

お答えします。

今回、補正を上げさせてもらったのは、9月にがんばる地域交付金としてさせていただきましたけれども、どうしても、がんばる地域交付金の中の事業費も限られた事業費の中で組んでおりました。その中で、やっぱり先ほど現場のことを課長のほうが話しましたけれども、人が集まってくるところですので、有効利用を全体的にやりたいということが1つと、あと、がんばる地域交付金ですので、最終的に今回で終わってしまいたいということで積算をしたところ、ちょっと足りない部分がありました。その分を今回、追加で上げさせていただいております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大体今の説明でわかりましたので、取り下げます。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

そのことについてはわかりました。

今回つくられるあそこの下の川のところに、昔の甲らの分が、たしか私、沈んだままだというふうに思っているんですよ、大雨で流された分を。だから、そこら辺のところまであわ

せて、何か昔の甲らがあったというふうなところも含めて、あそこら辺を何とかできないかなど。今回、予算には何も計上されていないんですけれども、私はせっかくこういうふうな形でされるんですから、そこまで生かしてやったほうがいいのではないかなという気はいたしますけれども。

○議長（田口好秋君）

産業振興部長。

○産業振興部長（山口健一郎君）

お答えします。

実をいいますと、甲らの話は今まで議会、何度も出ているのを承知しておりますので、県のほうに建設・新幹線課長と1回お話に行っております。塩田川は県河川ですので、遊歩道も温泉公園の前で右岸側はとまっていますし、上のほうはシーボルトの駐車場のところでとまっている状況です。それを遊歩道をあそこの今回、展望室で補正を上げていますけれども、そことつなげてもらいたいという話を1回やっていますし、温泉公園の計画を立てられるときも、階段とかトイレが県のほうでやっていただいておりますけど、その分の計画書を見ますと、甲らの再現がされております。そういうのをうちとして県のほうに要望していますので、もう既に草払いとかして測量はやられているみたいですが、うちの要望に対して、県のほうはもう動いていただいているということで私どもは理解しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

せっかくあそこに展望室をつくれるんですから、そこで甲らの昔の堰といいますか、それが出てきてすれば、より一層あそこのスペースというのが生きてくるというふうに思いますので、ぜひ県のほうにも再度要望しておいていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（田口好秋君）

これで歳出37ページ、商工費の質疑を終わります。

次に、歳出38ページから42ページまで、第8款、土木費について質疑を行います。

初めに40ページの4項、都市計画費、1目、都市計画総務費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これ、合同委員会のときに説明をいただいたんですけれども、ちょっとよくわかりませんでしたので、報償費の28万8,000円の減額と、そして報酬の11万4,000円についての中身の説明だけ、とりあえずお聞きしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今回、11万4,000円報酬で計上をいたしております分につきましては、議案第80号でまちづくり委員会の条例をお願いいたしておりますけれども、そちらの委員の報酬ということで計上いたしておるものでございます。

同じく8節の報賞費でございますけれども、当初、専門家並びに大学の先生たちをアドバイザーというような格好で講師ということでお呼びをして、まちづくりについて協議をしたいと思っておりましたけれども、最終的には市長に提言をするというような今度、委員会でございますので、そちらのほうの学校の先生、専門家につきましても委員に入ってくださいということで、謝金のほうを減額計上いたしておるものでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、大学の先生等の専門家が結局アドバイザーとして入っていただくために28万8,000円あったのが、委員として入ってもらうから減額になったと。じゃ、その専門家に対する報酬は、大体金額的にどのような形になっているんですか。そこら辺をお聞きしないと、28万8,000円という金額が減額になって、11万4,000円の中にその先生が吸収されてしまうということになると、どのような積算になっているのかなということがよくわかりませんので。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午後2時38分 休憩

午後2時38分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

一応、委員の報酬につきましては5,700円という規定がございます。また、謝金で払う場合は時間当たり幾らというような規定となっておりますので、その分の差額が出てきておるというような状況でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

ちょっとよく私も理解できにくいんですけども、時間当たりということで、大学の先生は委員として入られるということで先ほど課長は答弁されましたけれども、じゃ、アドバイザーとして入るときと委員として入るときには、大学の先生はもらう額が少なくなるわけですね。そういうことで理解をしいいんですか。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今、議員御発言のとおり、大学の先生とかそういった方につきましても、委員ということで御就任いただいた場合は、本当に申しわけないんですけども、手当等につきましては一律というような格好になっておりますので、その分につきましては、お願いをしに行くときに十分説明をして御理解をいただいておりますのでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

よろしいですか。（「よくわかりませんが、いいです」と呼ぶ者あり）

次に、4項、都市計画費、5目、公園費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

今回、公園の管理につきましては、予算等、運営上いろいろ所管含めてあったわけですが、今回、5公園につきまして指定管理に持っていきたいということで予算計上されております。この全公園の中での5公園ということの区分けはどういった基準でなされたのかということをお聞きします。

それと、今回指定を受けていない管理は、今後どういった形で所管も含めてされるのか確認したいと思っております。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えをいたします。

施設の管理につきましては、議会のほうでも何回となく管理の一元化とか効率的な運用とかいうことで御指摘をいただいておりますのでございます。そういった中で、たくさん公園、施設ございますけれども、全てを一遍に一元化することには大変問題もあろうかと思

ます。

そういう中で、例えば、みゆき公園だけとかなると、一元化の発想とはまた違う、一元化に全然なっていないじゃないかという御指摘も当たることになりますので、そこで、どこまで拡大するかと検討したときに、基本的には屋外の体育施設を有する公園というところを優先的に考えております。

これもまだ手続的に全然進んでおりませんので、これが運営が軌道に乗る乗らないもまだ判然としておりませんので、軌道に乗った暁には他の施設等も考えていきたいと、そういうことで今回、5施設を計画していることを御説明させていただいております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

今回提案の5公園につきましては屋外の体育施設を有する施設ということでありますけれども、この5施設はそれぞれ屋外の体育施設を有しているんですかね。で、お聞きしております。

そういった中でですけれども、指定管理に運営を委託しても、予算の管理は今までと同じような形になるのか、それも一元化になるのか確認をします。それ以外のところは従来と変わらないのか含めて確認します。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えいたします。

指定管理になった部分につきましては委託料になって、残りの部分は今までどおり維持管理の補修とか、そういった個別の予算項目になろうかと思えます。

以上です。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

15節、工事請負費ですけれども、がんばる地域交付金事業、公園施設整備で700万円の補正予算が計上されています。こちらで説明書の中で隣接する土地に設置予定の設備の損傷を防止するとありますけれども、こちらの内容、詳細をお伺いします。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えいたします。

塩田北部公園の北部球場の北隣に、茶畑であった場所が現在開墾をされて太陽光発電の設備の準備が始まっております。そこには開墾されたときに100個を超すボールが出てきたというふうな話を承って、その後、そういったことに私たちが配慮すべきかどうかというふうな法律家の御意見も賜りまして、当然それは配慮すべきだろうというお答えをいただいて、今回、長さ50メートル程度、高さ10メートル弱ぐらいのネットを張る計画を立てさせていただいております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今の事例のようなことが過去にもあったかどうかということと、あと、配慮すべき基準をお尋ねしたいんですけども。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えいたします。

過去にそういったことがあったかということは、ちょっと私、今申し上げ上げることでできませんけど、わかりませんが、基準というのが大変私たちも悩みました。100%防ぐとなると、これはとんでもない高さを設置しないと100にはならないんじゃないか、どういったことが起きるかもわかりませんので、そこらが大変難しいとは思いますが、私たちが現場に出向いて、10メートル程度といいますと、ちょうど高い電信柱1本分なんです。それをできるだけ球場の施設から遠ざけた敷地ぎりぎりのところで設置をするというふうなことで検討をいたしました。その後、それでも私たちに責任があるというふうな事態が出てきますと、それは個別的に対応したいと、そういうふうな判断をいたしました。

以上です。

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで歳出38ページから42ページまでの土木費についての質疑を終わります。

次に、歳出43ページ、第9款、消防費については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出44ページから48ページまで、第10款、教育費については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出49ページ、第11款、災害復旧費については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

これで議案第90号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）についての質疑を終わります。

次に、議案第91号 平成26年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第92号 平成26年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第93号 平成26年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第94号 平成26年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第95号 平成26年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

94ページ、1款、財産収入、1項、財産売払収入、1目、不動産売払収入について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについて、私、勉強した資料を持ってき忘れまして、頭が真っ白くなっておりまして、とりあえず簡単なことだけお尋ねして終わりたいと思います。

今回、保留地処分で2,672万円計上がされております。あとの残地、そして、あとの金額がどれくらいに今なっているのかと。今回の処分後に保留地の分についてのそのことがわかりであればお示しをいただきたいということと、これは第八のときでもどっちでもいいんですけれども、特別会計については、3年間という期限つきの中で、恐らく来年の3月で終わりかというふうに思っておりますけれども、その後についてどうされるのかということ、その2点だけをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

保留地処分でございますけれども、第七で申しますと、全部で保留地が114画地ございます。現在までに売却をいたしております保留地につきましては、77画地、面積といたしまして、約1万1,050平米でございます。

面積での売却率と申しますれば、約半分、50%の売却が済んだような状況でございます。あと、うちのほうが事業計画に定めております事業費ベースでまいりますと、今現在、5億

4, 950万円程度の売却が済んでおりまして、率にいたしますと大体63%の売却済みというような状況でございます。

2点目のお尋ねの特別会計でございますけれども、基本的に、24年度に換地処分が終了いたしましたして、精算期間の3年間、特別会計のほうで持っていきたいという発言をいたしておりました。ただ、今発言をいたしましたように、保留地のほうの売却もなかなか進まない中で、この分につきましては、私ども担当課の考えでございますけれども、あと2年ぐらい、もし特別会計で持てるのであれば持つとったほうが、処分のしやすさという点では、今現在、先着順というような格好で売却を進めておりますので、そちらのほう処分のほうがしやすいのではなかろうかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

全体でわかりました。

あと2年延長することについて、法的には問題ないんですかね。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

法的には問題ないというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

第七、終わっていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第95号 平成26年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）の質疑を終わります。

次に、議案第96号 平成26年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

102ページ、1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、不動産貸付収入について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

あとの区画の処分については、第八の分については後で資料をください。これは予算に上がっておりませんので、後で資料をください。

今回、土地貸し付けということで、新幹線の工事業者に貸し付けておられますけれども、これが保留地処分を進める中において、今回こういう形で貸し付けますと、処分はできない

んですよね。ですから、そこら辺のところ、貸したほうが得だったのか、それとも、売れないから貸したのか、売れないという見込みの上で貸したのかというふうなことで、私、ちょっとどうしたものかなということで考える部分があったので、こういう質問を出させていただきました。そこらのところの考えだけをお尋ねしておきたいと思います。

そして、今後についても、例えば、あと2年間今、特別会計継続されると言われましたけれども、これが29年までですので、特別会計以降になってくるのではないかなというふうに思うわけですね。じゃ、その際に、恐らくもう換地はなって、市長名になっているとは思いますが、その特別会計2年延長した後は、この取り扱いというものはどういうふうになってくるのかということをお尋ねして、それだけ。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今回補正に計上いたしております分は、議員御発言のとおり、新幹線の高架橋事業で工事をなされているところに貸し付けをいたしているものでございます。今現在も、このほかにトンネル工事のほうにも、今、四、五年になろうかと思えますけれども、トンネルのヤードということで保留地を今までも貸し付けた経緯がございます。保留地の処分が進まんから貸しとるとか、そういった考えではございませんで、あくまでも新幹線の駅周辺が一日も早くでき上がるようにということで、私どもといたしましても協力をしておるような状況でございます。そういった意味で、申し込みがあるから全てのものについて貸し出しておるというものではございません。あくまでも公共的なものに貸し出しをしたというような状況でございます。

先ほど特別会計はあと2年程度という話をいたしましたけれども、ちょっとそこが2年になるのか3年になるのかというのは今後のまた私どもの検討課題ということもあろうかと思っております。

今回貸し出しをいたしておりますのが、一応29年3月までということでございますので、少なくとも一般会計に移行しとったらそういうわけにもいかんと思っておりますので、そこまでは特別会計で持つべきなのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

これで議案第96号 平成26年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）の質疑を終わります。

次に、議案第97号 平成26年度嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第98号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第99号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第100号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第101号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第102号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。

なお、議案第102号から議案第103号については、追加議案で通告の時間がありませんでしたので、通告書なしで質疑を行います。

議案第102号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、これで議案第102号の質疑を終わります。

次に、議案第103号 物品売買契約の締結についての質疑を行います。質疑ありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

今回、追加議案としてこれが提出をされております。このことについては当然わかっていたことじゃないかなという気がしてならないわけなんですけれども、なぜゆえに今回、追加議案として出されたのかということと、今までのここに至るまでの経緯を御説明いただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（井上嘉徳君）

ただいまの御質問にお答え申し上げます。

なぜこの時期にということ、わかっていたことではないかという御質問でございますが、この事業につきましては、本年の6月の補正予算において計上した事業でございます。この時期になった理由といたしましては、12月9日に入札会を実施し業者が決定したということで、本議会に追加提案をさせていただいたということでございます。

6月補正から数カ月経過しておりますが、学校関係の需用費、それから、備品購入費、さまざまな相当額の費用を要する事業がございますが、そのようなものにつきましては、学校等との協議、事務の先生方との協議等を経て実施してまいりますので、この電子黒板の部分につきましても、そういったさまざまな調整が必要だったということで、結果的に優先順位

と申しますか、そういったことも勘案しながら、この時期になったということでございます。
以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

12月9日に仮入札ということですが、じゃ、あと10日ほど早く仮入札をすれば、これに間に合ったわけでしょう。せめて先月、あと2週間ぐらいでも早く。そうすれば恐らく間に合ったと思うんですよ。そうしたら、6月から今に至るまでの経過、2週間を考えれば、当然私は12月9日じゃなくして、事務の煩雑ということは今、言われましたけれども、2週間ぐらいのタイムというものは、当然私は消化できるというふうには思う。それは9月議会とかなんとかなら話は別なんです。だから、当然私は6月議会であったとするならば、その前に仮入札をして、そして12月頭の議案として提出すべきではなかったかなというふうに思いますけれども、もう一度お答えを。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（井上嘉徳君）

確かにそういう12月定例会に議案として出すということを想定しながら進めるべきではあったかと当然思っておりますが、先ほど申したとおり、いろんな手続等もありまして、実際、電子黒板については市内の小学校、中学校の全部同じようなやつを導入したいということで、それぞれの学校の思惑等もございまして、そういったところでお話し合いをさせていただいたという経緯もございまして、本当、本来なら議員おっしゃるとおりでございますので、そこについては、時間がどうしても私のほうの事務の遅延がこういった事態を招いたと思っております。

以上です。（「これでいいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

議案第103号について質問をいたします。

この分が指名競争入札2社以上ですけれども、何社の応募があったのかということと、もう1つは、電子黒板、今まで随時ずっと購入があつて配備をなさって授業に活用されておられると思いますけれども、今回、制度それぞれ書いてありますけれども、すぐには把握できませんけれども、全然機能が違うものなのか、新しい形でまた今までと併用して使っていくのか、そのことを質問いたします。

また、よかったら今まで購入した分の単価と今回の単価の違いあたり、ありましたら願

いします。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（井上嘉徳君）

お答えします。

指名委員会において指名をした業者については6社でございます。

それから、基本的に各学校に導入した今回の電子黒板については、これまでの機能を持ったものと同様以上という形になっていると思います。

それから、単価につきましては、申しわけございませんが、ここに資料を持ち合わせておりませんので、後だって提出させていただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、これで議案第103号の質疑を終わります。

これで提出議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では、あす12月16日も議案質疑の予定でございましたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、16日は休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、12月16日は休会とすることに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後3時4分 散会